

栄区防災計画

震災対策編

横浜市栄区役所

令和7年4月改定

～目次～

【第1部 総則】

第1章 計画の目的と目標	1
第2章 栄区の概況	1
第1節 地理的特性	1
第2節 人口と構成等	1
第3章 地震及び被害の想定	1
第1節 想定地震と設定条件	1
第2節 地震被害想定	2
第4章 区、区民及び事業者の基本的責務	5
第1節 行政の責務	5
第2節 区民の責務	5
第3節 事業者の責務	5

【第2部 災害予防計画】

第1章 防災力強化の取組	6
第1節 防災情報通信基盤網の整備	6
第2節 消防の体制	7
第3節 防災備蓄計画	8
第4節 その他の資機材の整備	11
第2章 避難場所等	12
第1節 指定避難所・指定緊急避難場所	12
第2節 広域避難場所	14
第3節 その他の避難場所等	14
第3章 緊急輸送路	15
第1節 緊急輸送路の指定	15
第2節 建設業協会との連携	15
第4章 災害に強い人づくり	16
第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災	16
第2節 防災意識の高揚	18
第3節 日頃からの区民の備え	19
第4節 区民の防災活動の促進	19
第5節 防災訓練の実施	19
第6節 ボランティアとの協力体制の確立	20

第5章 災害に強い地域づくり	21
第1節 自主防災組織の強化	21
第2節 災害時要援護者支援対策	23
第3節 社会福祉施設等における安全確保対策	24
第4節 事業者の防災体制の確立	25
第6章 学校施設における安全対策の推進	26
第1節 迅速な応急活動体制の確立	26
第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立	26

【第3部 応急対策】

第1章 応急対策の基本	27
第2章 災害対策本部の設置	28
第1節 区災害対策本部等の設置	28
第2節 区本部の廃止・縮小	28
第3節 組織・運営	28
第3章 職員の配置・動員	35
第1節 職員配置計画	35
第2節 職員の動員	35
第4章 情報の収集・伝達	37
第1節 情報受伝達方針	37
第2節 情報受伝達体制	37
第3節 災害情報の収集、報告及び記録	37
第4節 安否情報の提供等	38
第5節 災害時広報・報道	39
第6節 広聴活動	39
第5章 消火及び救助・救急活動	41
第1節 応急活動体制	41
第2節 消火活動	41
第3節 救助・救急活動	42
第6章 医療救護等対策	43
第1節 活動体制	43
第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制	45
第3節 災害に備えた取組	46
第4節 生活衛生	46
第5節 こころのケア対策	46
第7章 応援派遣等の対応	48
第8章 被災者等の避難者対策	49
第1節 避難計画	49

第2節 被災者の避難・受入れ	49
第3節 要援護者の避難と援護対策	53
第4節 福祉避難所の開設及び運営	54
第9章 警備と交通対策	56
第1節 大地震が発生した場合の警備対策	56
第2節 大地震が発生した場合の交通対策	56
第10章 緊急輸送対策	57
第1節 輸送路の確保	57
第2節 輸送体制の確保	57
第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	59
第1節 行方不明者の捜索	59
第2節 遺体の取扱い	60
第12章 物資等の供給	62
第1節 応急給水	62
第2節 物資の供給	63
第3節 救援物資の受入れ・配分	64
第13章 災害廃棄物の処理	65
第1節 基本的な考え方	65
第2節 トイレ・し尿対策	65
第3節 家庭系ごみ対策	66
第14章 学校活動と保育	67
第1節 発災時の対応	67
第2節 学校教育の再開に向けた対応	67
第3節 保育の早期再開	67
第15章 公共施設等の応急対応	68
第1節 公共施設における応急対応	68
第2節 土木施設の応急対応	69

【第4部 復旧・復興対策】

第1章 復旧対策	70
第1節 被災者の生活援護	70
第2節 被災者の住宅確保、応急修理等	71
第3節 災害がれき、津波堆積物等の処理	73
第2章 罹災証明書	74
第1節 被害認定調査	74
第2節 罹災証明書	74
第3章 復興対策	75

【第5部 帰宅困難者対策】

第1章 主要駅等における混乱防止対策	76
第2章 帰宅困難者事前対策	76
第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進	76
第2節 一時滞在施設の指定	76
第3節 帰宅困難者の発生抑制	76
第4節 備蓄品の確保	76
第3章 帰宅困難者対策	77
第1節 区本部の対応	77
第2節 関係機関の対応	77
第3節 帰宅困難者の支援	77

【第6部 津波対策】

第1章 津波対策の基本	79
第1節 津波の予測	79
第2節 減災レベルの津波の想定	79
第3節 防護レベルの津波の想定	79
第4節 津波による被害	79
第2章 災害応急対策等	80
第1節 津波警報等発表時の措置	80
第2節 避難対策等	81

【第7部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応】

第1章 南海トラフ地震に関する情報	82
第2章 防災対応	82
第1節 異常な現象に伴う防災対応	82
第2節 栄区の活動体制	83
第3節 住民の防災対応等	85

第 1 部 総則

第 1 章 計画の目的と目標

本計画は、区域における震災による被害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、各防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、人命を守ることを最優先とした「被害をださない地域・社会の実現」を目標とします。

第 2 章 栄区の概況

第 1 節 地理的特性

栄区は、横浜市 of 南部に位置し、東は金沢区、磯子区、北は港南区、西は戸塚区、南は鎌倉市に接しています。

区の中央を東西に流れるいたち川と西部を北から南に流れる柏尾川沿いに低地が形成され、丘陵がその周囲を取り囲む、起伏にとんだ地形となっており、区の東部には大規模で良好な自然環境が残っています。面積は 18.55 km² で東西約 7 km、南北約 6 km となっています。

第 2 節 人口と構成等

- 1 人口は約 12 万人で、18 区中 2 番目に少ない区です。(令和 4 年 2 月 28 日現在)
- 2 65 歳以上人口の割合は 29.2% (平成 27 年国勢調査) で、市内高齢化率 1 位となっています。

第 3 章 地震及び被害の想定

第 1 節 想定地震と設定条件

本市では、平成 24 年度に地震被害想定調査報告書を公表しました。この結果から、横浜市防災計画では、元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震及び慶長型地震を想定地震とし、被害想定等を示しています。



第2節 地震被害想定

想定は、横浜市地震被害想定調査（平成24年度調査報告）に基づき作成しています

1 調査結果の概要

想定結果の概要は以下のとおりです。

(1) 元禄型関東地震

相模トラフを震源とする関東地震については、これまで、1923年に本市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震（南関東地震）の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生の確率は低いものの、大正型関東地震よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる元禄型関東地震を対象としました。

元禄型関東地震は、想定地震の中で、人的・物的被害が最も大きいと予想されており、栄区では、震度5強～6弱の揺れが想定されています。

(2) 東京湾北部地震

元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、本市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれます。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。東京の中核機能が発揮されない可能性があり、救助・復旧活動が懸念されます。栄区では、震度4～5強の揺れが想定されています。

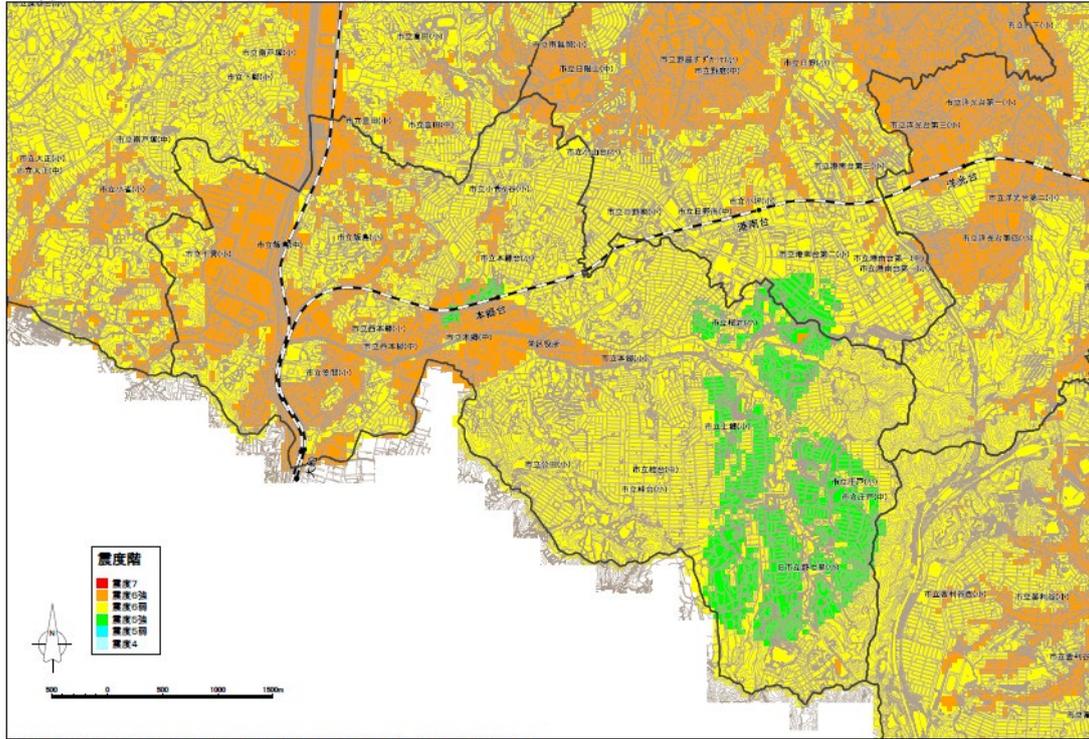
(3) 南海トラフ巨大地震

横浜市において揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震です。静岡県から九州に至る広域での被害が予測されるため、応急対応等に必要の人材・物資等の不足が懸念されます。栄区では、震度5弱～6弱の揺れが想定されています。

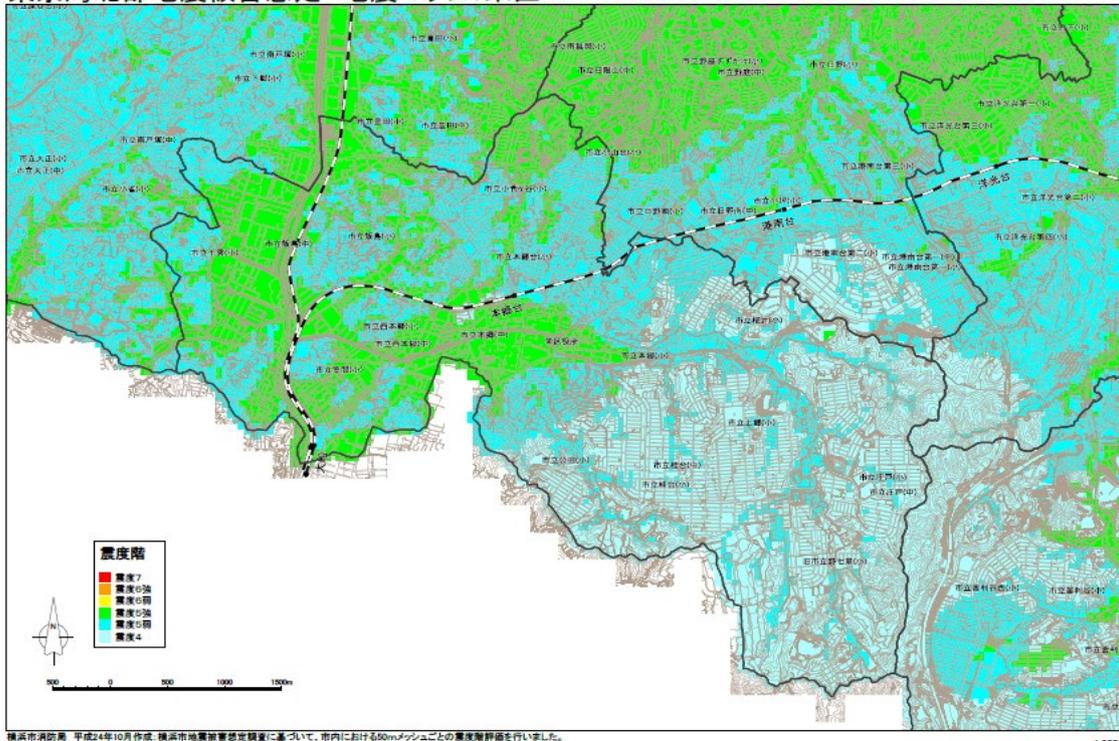
(4) 慶長型地震

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内への大きな津波の影響をもたらす想定地震です。発生確率はきわめて低いですが、南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されます。なお、栄区には津波被害想定はありませんので、今回の栄区防災計画震災対策編では対象外としています。

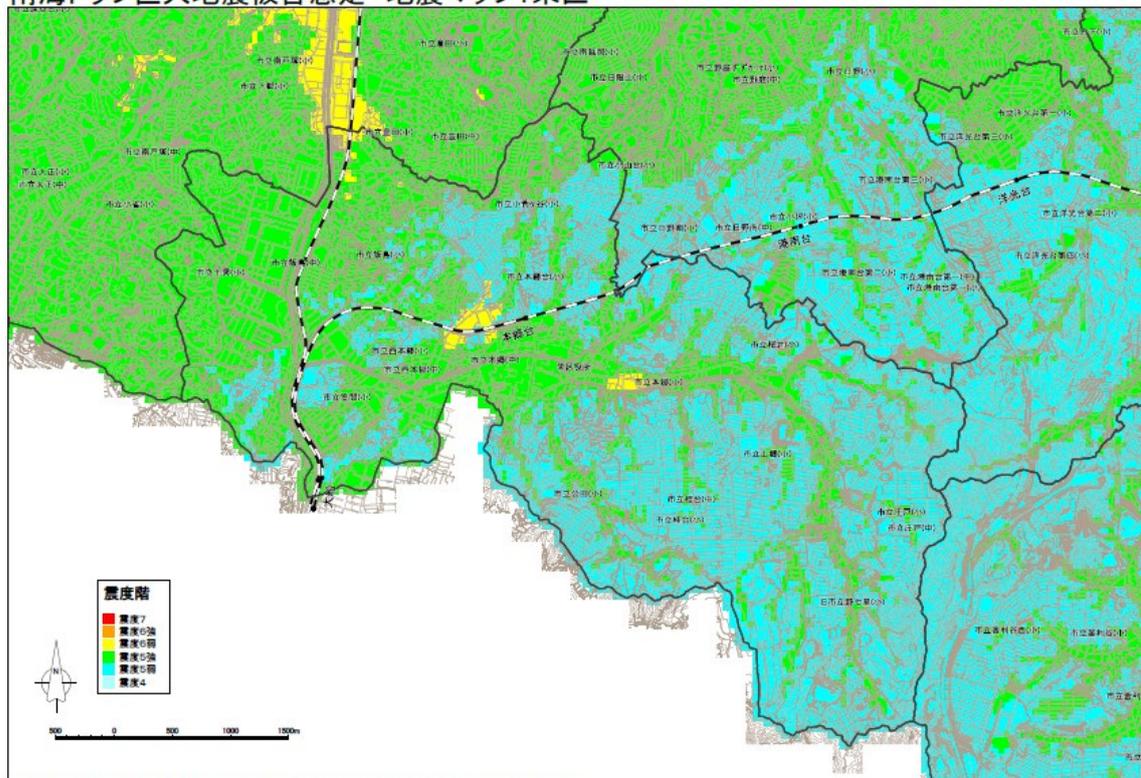
元禄型関東地震被害想定 地震マップ:栄区



東京湾北部地震被害想定 地震マップ:栄区

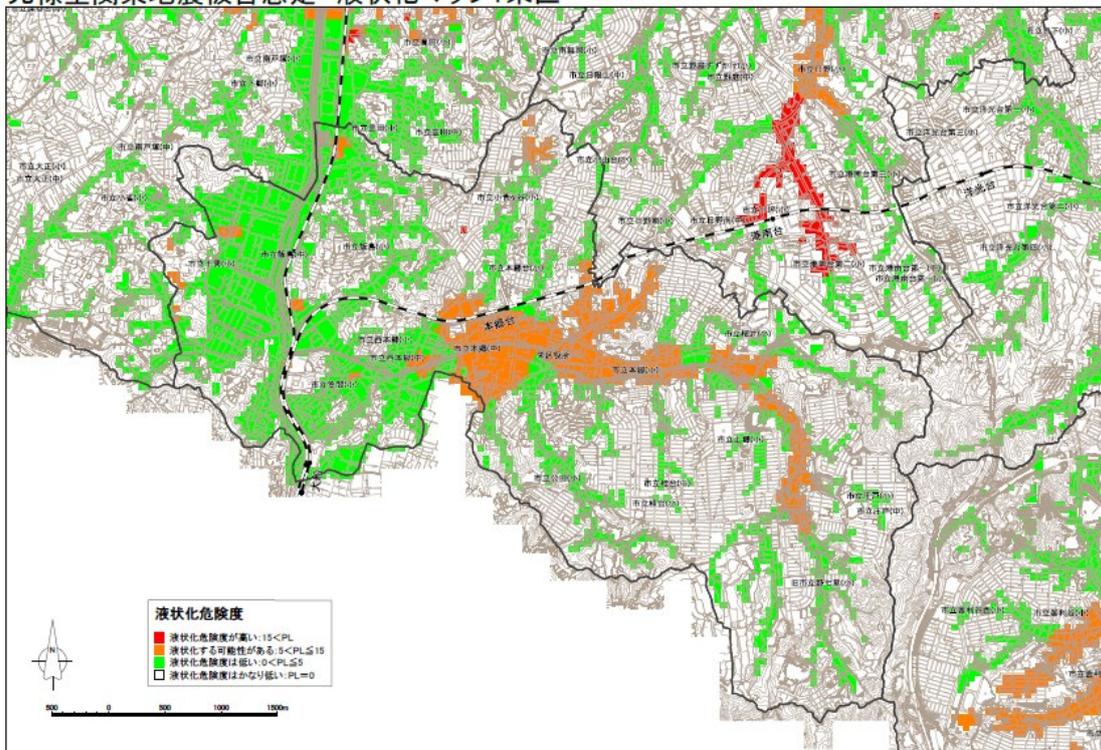


南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ:栄区



横浜市消防局 平成24年10月作成。横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの震度階評価を行いました。

元禄型関東地震被害想定 液状化マップ:栄区



横浜市消防局 平成24年10月作成。横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

第4章 区、区民及び事業者の基本的責務

第1節 行政の責務

区は、区民の生命、身体及び財産を震災から保護するため、その組織及び機能を有効に発揮して震災対策を講ずるとともに、市民の自主防災組織の充実を図るよう努めます。

また、区は、区民及び事業者の自発的な防災活動の促進を図るため、自助及び共助の理念を推進するための体制整備や、自助及び共助の理念の重要性に関する啓発、防災に関する情報提供等を行います。

第2節 区民の責務

区民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る（自助）、皆のまちは皆で守る（共助）」の観点から、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止について配慮するとともに、最低3日分の食料、水、トイレパック、医薬品等の備蓄や非常持ち出し品の準備など、日頃から自主的に震災に備え、地域や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、防災力を高めるとともに、区又は市が実施する防災に関する施策に協力することが区民の責務です。

さらに、地域の助け合いを大切にし、高齢者、障害者等の要援護者を地域ぐるみで災害から守るよう努める必要があります。

第3節 事業者の責務

事業者の基本的責務として、事業者はその社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料・水やトイレパック等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図り、区の実施する震災対策について積極的に協力するよう努めます。

そのため、事業所では、従業員や来場者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

また、帰宅困難者対策として、従業員等が安全に帰宅できるようになるまでの間、施設に待機できるよう、環境整備を図ることが必要です。併せて、従業員等が震災対策に関する知識や技術を習得できるよう、防災訓練等に参加できる機会の提供に努めることが必要です。

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

区民の生命、身体を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取り組みを推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報などの情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、市民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をWebサイトに掲載し、インターネットで区民等がその情報を確認できるシステムです。

2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

3 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署、病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有します。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに事案情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

5 防災スピーカー

防災スピーカーは、緊急時における情報受伝達手段として区役所や震災時の地域防災拠点をはじめとする市内各所に設置している屋外スピーカーであり、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報や避難指示等の市独自の緊急情報を音声で市民に伝達します。区内では11箇所を設置しています。

また、栄区が浸水想定区域に設置した水害対策用防災スピーカー（区内7箇所を設置）からもJ-ALERTの緊急情報（緊急地震速報など）が放送されます。

防災スピーカー（総務局設置）	飯島小学校、笠間小学校、小菅ヶ谷小学校、栄区役所、桜井小学校、庄戸小学校、桂台中学校、埋蔵文化財センター（旧野七里小学校）上郷小学校、公田小学校、小山台小学校
水害対策用防災スピーカー（栄区設置）	長尾台町内会館、笠間通り町町内会館、飯島町内会館、飯島跨線橋、田谷地区御霊神社、長沼町第三公園、金井町内会館

6 緊急地震速報

市庁舎等の公共施設に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信した際の行動マニュアルを整備しています。

7 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定の増強

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の増強指定に向けた取組を進めます。

(2) 防災行政用無線、衛星携帯電話等の整備・更新

情報受伝達手段の多重化を図るため、停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも活用可能な防災行政用無線及び衛星携帯電話を配備しています。なお、防災行政用無線については、関連機器の更新等を定期的に行います。

(3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備しています。また、整備した災害時用公衆電話（特設公衆電話）は地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報伝達手段として必要に応じて活用します。

(4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部との連携を強化しています。

8 情報受伝達に関する計画等の策定及び訓練等の実施

区長は、災害発生時等に行う情報受伝達に関し、通信機器使用不能時の対策も含めた計画等を事前に定めておくこととします。

また、区長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、策定した計画等を訓練において検証し、適宜、必要な修正を行うとともに、職員への研修を実施します。

第2節 消防の体制

1 消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が災害現場に到着できるように、区内には1消防署と2箇所の消防出張所を配置しています。また、大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、消防団には活動拠点となる11箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを17台配備しています。

第3節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。

また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫)、方面別備蓄庫及び帰宅困難者用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割・整備計画等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況(令和4年3月)
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内20箇所
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地	栄区役所
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	栄区内なし
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	南部倉庫
帰宅困難者用備蓄倉庫	帰宅困難者用備蓄物資の保管場所として、主要駅付近に設置	栄区内なし

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が期待できることを踏まえ、避難者1人あたりの2食分(乳児については3日分)を備蓄し、計画的に更新しています。また、食料の備蓄にあたっては、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄体制とします。

加えて、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレットペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク(アレルギー対応のものを含む)を、1人あたり1セット(3日分)備蓄します。

また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

一時滞在施設である栄区民文化センターリリス、栄公会堂・栄スポーツセンター、グランシップに備蓄します。

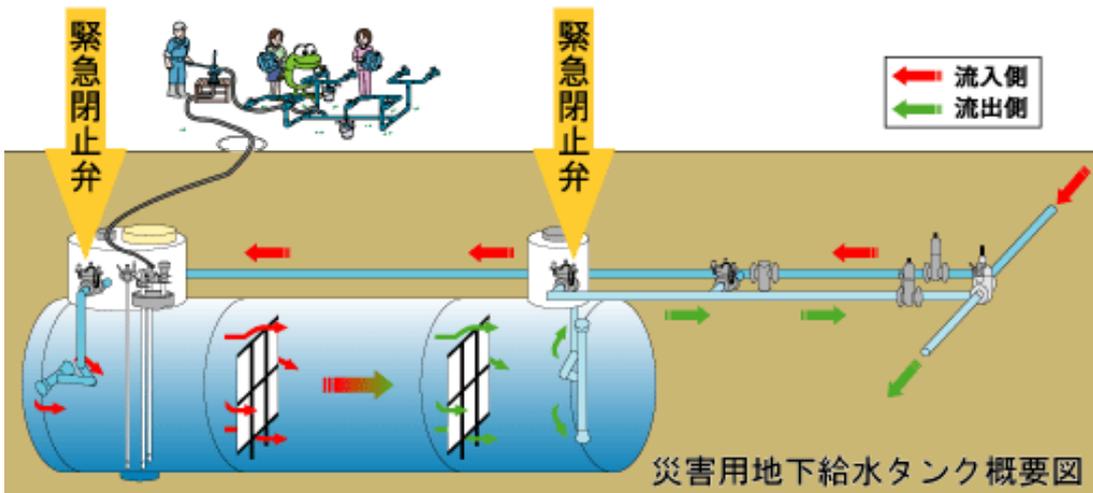
5 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要です。区では、災害用地下給水タンクに、飲料水を確保しているほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

なお、水道局では各家庭で「1人1日3リットル、最低3日分で9リットルの飲料水」の備蓄促進を広報しています。

(1) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、原則として市民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。

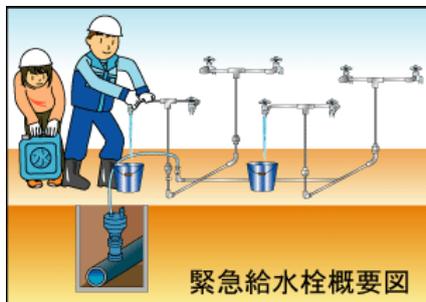


設置場所
庄戸小学校
本郷小学校
笠間小学校
飯島小学校
小山台中学校
桂台中学校
小菅ヶ谷地域ケアプラザ

(2) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付けて給水する施設で、地域防災拠点の市立学校、区役所、公園等に設置し、平成17年度にすべての整備が完了しました。

水道局職員は、発災後、緊急給水栓までの管路を優先して復旧・確認等を行い、発災後おおむね4日目以降に断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



設置場所	
小山台中学校	飯島小学校
桂台中学校	笠間小学校
上郷中学校	桜井小学校
旧庄戸中学校	千秀小学校
西本郷中学校	旧野七里小学校
本郷中学校	公田団地
上郷矢沢コミュニティハウス	栄区総合庁舎

(3) 耐震給水栓

耐震給水栓は、排水管から屋外水飲み場までを耐震化するもので、災害用地下タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備を行っています。市民は発災後、特別な作業をすることもなく、普段と同時に屋外水飲み場（耐震給水栓）から飲料水を確保することができます。

設置場所
上郷小学校
飯島中学校

(4) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所及び帰宅困難者一時滞在施設等に、水缶詰（350ml）を備蓄しています。

(5) 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者の協力により、震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートを掲げていただいています。

(6) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽水が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

イ 雨水利用施設の整備

震災時、防災上重要な拠点となり、建築規模の面からも導入が適している小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設(貯留槽)の整備を進めます。

第4節 その他の資機材の整備

1 水防用資機材

区 分	保管場所	資機材の内容
水防用資機材	土木事務所	市防災計画「資料編」のとおり
崖崩れ災害活動用資材	栄区の防災作業隊保管場所(長沼町高架下)	

2 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ1,646個を健康福祉局(動物愛護センター他)、栄区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄し、飼い主は震災に備え、平常時からケージ等の保有に努めます。

また、健康福祉局動物愛護センター及び栄区役所生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

第2章 避難場所等（各避難場所一覧は資料編に記載）

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難所として、区民に身近な20箇所の市立小中学校を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難所としてだけでなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることになります。

(2) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの作成

総務局危機管理室は、地域防災拠点を開設・運営していくための手順をまとめた、「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。

(3) 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する通信手段として、デジタル移動無線機を、地域防災拠点に各1台配置しています。

(4) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

(5) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点になります。

この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

また地域防災拠点での訓練等には、横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、大規模火災や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象種類(災害対策基本法施行令第20条の4)

① 洪水 ② 崖崩れ ③ 高潮 ④ 地震 ⑤ 津波 ⑥ 大規模な火災 ⑦ 内水※ ⑧ 火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

【地域防災拠点備蓄品目及び数量一覧表】

〈標準例〉

食料・水	クラッカー・缶入り保存パン	2,000食	水缶詰	2,000缶	おかゆ	460食
	粉ミルク・ほ乳瓶	20セット	スープ	220食		
生活	灯油式かまどセット又はガスかまどセット	1台	乳幼児用紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生理用品	425個
	高齢者用紙おむつ	210枚	アルミブランケット	240枚	毛布	240枚
	トイレトーパー	192巻	電話コード（特設公衆電話用）	2本	防災行政用無線（デジタル移動無線）延長コード	1基
	LEDランタン	80台	電話機（特設公衆電話用）	2基	トイレパック	5,000セット
	トランシーバー	2台	ビブス（橙・青）	各10枚	防災ラジオ	2台
	防災電話機	1台	テント	2基	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	※下水道直結式仮設トイレ	5基	※受水槽用蛇口	1式
救護	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	給水用水槽1t	1個
	保温用シート	150枚	松葉杖	5組		
救助	エンジンカッタ（防塵眼鏡、皮手袋付）	2台	ガス式発電機（カセットボンベ12本付）	3台	ジャッキ又はレスキュージャッキ	1台
	ガソリン式発電機	3台	ヘルメット	10個	金属はしご	1本
	応急担架用ポール	10本	担架	10本	ハンドマイク	2個
	つるはし	5本	大ハンマー	5本	スコップ	5本
	ロープ	5本	てこ棒	5本	大バール	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本	のこぎり	5本
	掛矢	2個	投光機	5台	多言語表示シート	1式

※下水道直結式仮設トイレと受水槽用蛇口は一部の拠点のみ

第2節 広域避難場所

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射（ふくしゃ）熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地を指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでの「長くても数時間程度」と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などは備蓄していません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心となります。

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※ 市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

2 帰宅困難者の一時避難場所・一時滞在施設

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時避難場所を選定します。

また、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、本市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

3 補足的避難所

栄区長は、地震により多数の避難者で避難場所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補足的避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。（広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。）

5 地域避難所

栄区では「いっとき避難場所」と「地域防災拠点」の間の役割を担う避難場所として、自治会町内会ごとに「地域避難所」の選定を行っています。横浜市防災計画の「任意の避難場所」に該当し、栄区の地域特性を考慮して区として独自で定めたものです。地域避難所は小規模な災害や発災初期に避難する場所です。また自治会町内会単位の情報拠点としての役割や安否確認する場所としての役割もあります。自治会館、町内会館、地区センター、コミュニティハウス、幼稚園などの身近な施設を対象として、自治会町内会で選定します。

第3章 緊急輸送路

第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。

また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

1 第1次緊急輸送路

緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路

2 第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路

【栄区内第1次緊急輸送路】

環状3号線
環状4号線
県道21号横浜鎌倉（鎌倉街道）

【栄区内第2次緊急輸送路】

県道203号大船停車場矢部ほか
市道戸塚港南台線ほか

※資料編に「横浜市緊急輸送路路線図」を掲載

第2節 建設業協会との連携

栄土木事務所と社団法人横浜建設業協会（栄区会）は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うために、連絡や訓練などを定期的に行っています。

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 →地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食料・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食料・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食料・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への協力
公助	<p>ハードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備、 ・海抜標示 ・防災スピーカーの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 <p>制度・仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 <p>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 災害教訓の伝承の取組への支援 地区防災計画の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定・被災宅危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談、職業のあっせん ・各種支援金、見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、罹災証明書の交付 ・公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興の基本的方向策定 震災復興基本計画策定 震災復興基本計画施策編の策定 震災復興基本計画の進行管理 地域経済の復興支援

太枠：人命にかかわる対応

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、職員は日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、地域防災拠点を担当する職員及び教職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

- (1) 防災マップ等の広報媒体の作成・配布
- (2) 啓発イベント等の実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 防災減災推進研修等における、地域防災の取組み支援

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

ライセンスの種類には、

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があります。

ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材

ライセンス名称	取り扱う防災資機材
(1) 生活資機材取扱リーダー	かまど式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレ
(2) 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光器
(3) 資機材取扱指導員 ((1)、(2)の指導者)	生活資機材及び救助資機材

4 学校防災教育の推進

児童・生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を支援します。

また、学校・PTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員への研修

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 日頃からの区民の備え

項目	主な内容
日頃からの区民の備え	<ol style="list-style-type: none">1 日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を促進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を促進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

区民、町の防災組織、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練を実施します。

1 「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を中心とした訓練

「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日を中心とする期間内）に、区役所、防災関係機関、事業所、区民、防災ボランティア団体等が連携して訓練を実施し、協力体制及び情報受伝達の強化を図ります。

2 区職員に対する訓練

区役所は、職員の災害対応能力の向上を図るため、全ての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な本部運営訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点訓練においては、訓練に当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 災害ボランティアセンター等との連携体制の強化

区本部ボランティア班は栄区社会福祉協議会及び横浜栄・防災ボランティアネットワーク（以下ボラネット）の間で役割等について協議し、日常から顔の見える関係づくりを推進します。

2 災害ボランティアセンターの設置

区本部は、ボランティアセンターの設置について、必要と判断する場合は栄区社会福祉協議会に対して栄区災害ボランティアセンター設置の要請を行います。

なお、設置場所は栄区社会福祉協議会 福祉保健活動拠点（ピアハッピー栄）内とします。

3 災害ボランティアセンターの活動

ボランティアの受入れやニーズ等の収集や調整は、栄区社会福祉協議会、ボラネット及び区本部ボランティア班が協力して行います。

4 ボランティアが活動しやすい環境の確保

区本部ボランティア班は被災地の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティア活動が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

5 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）を通じて「アマチュア無線非常通信協力会栄区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

6 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、災害ボランティアセンターが区単位で必要となります。区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをボラネットや社会福祉協議会等の活動を支援します。

(1) 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、ボラネット、NPO、地域防災拠点、社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、ボラネット、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

(2) ボラネットとの連携体制の強化

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、栄区、社会福祉協議会、ボラネット間での位置づけを協定書等により明確にします。

第5章 災害に強い地域づくり

震災の被災者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による防災活動が被害の拡大防止、軽減に大きな力を発揮しました。

また、岩手県の釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時、小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、またその避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 栄区災害対策連絡協議会

- (1) 災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として、栄区災害対策連絡協議会を設置しています。
- (2) 栄区災害対策連絡協議会は、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成され、住民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進しています。

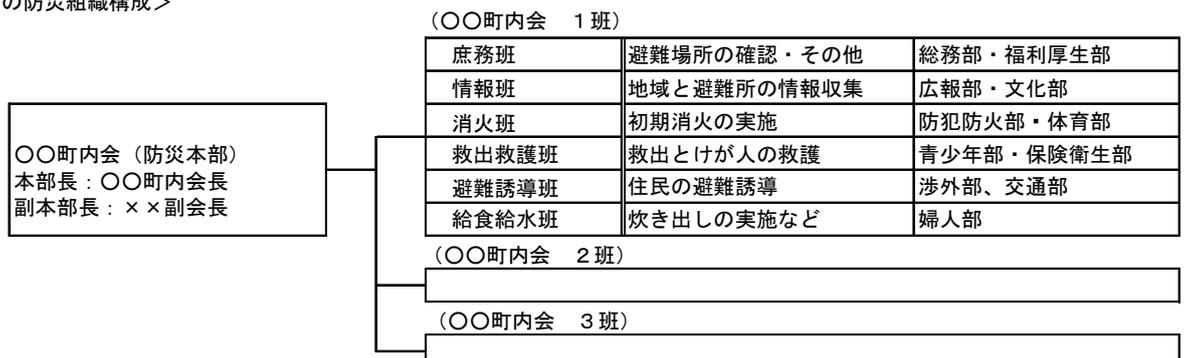
2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所及び消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

(1) 町の防災組織の定める活動計画

- ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練の実施に関すること。
- エ 情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 出火の防止及び初期消火に関すること。
- カ 救出救護に関すること。
- キ 避難誘導に関すること。
- ク 給食給水に関すること。
- ケ 市民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- コ 地域防災拠点との連携に関すること。

< (例) 町の防災組織構成 >



地震発生直後は、自らの安全確保などの自助から始まり、いつとき避難場所や地域避難所、地域防災拠点での共助につながっていきます。そのため、平常時から自治会・町内会等を中心とする町の防災組織で啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

3 いつとき避難場所の選定

いつとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容
いつとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

※地域住民がいつとき避難場所に集まる基準は町の防災組織等において設定します。

4 地域避難所の選定

「いつとき避難場所」と「地域防災拠点」の間の役割を担う避難場所として、自治会町内会ごとに「地域避難所」の選定を行います。地域避難所は小規模な災害や発災初期に避難する場所です。また自治会町内会単位の情報拠点としての役割や安否確認する場所としての役割もあります。

(1) 地域避難所の選定

自治会町内会が施設管理者と協議して選定し区役所に報告します。

(2) 地域避難所の対象とする施設

地域の生活圏にある施設とします。

例：自治会館、町内会館、マンション内の集会室、幼稚園、地区センター、コミュニティハウスなど

(3) 地域避難所の運営

ア 地域住民の自助・共助により運営します。

イ 開設の基準は、原則として、震度5強以上とします。

ウ 開設した場合は地域防災拠点に報告します。

エ 地域防災拠点と常に連絡を取りながら運営するとともに、事前に自治会町内会内での役割分担を明確にします。（鍵の所有、責任者、避難地域等）

5 地域防災拠点運営委員会

(1) 地域防災拠点運営委員会の主な活動

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動等の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性の運営委員への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

項目	運営委員会の主な活動
運営委員会の組織・運営	<p>1 平常時の主な活動</p> <p>(1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ並びに運営マニュアルの作成及び随時更新</p> <p>(2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催</p> <p>(3) 避難場所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加</p> <p>(4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚</p> <p>(5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成</p> <p>(6) 地域のボランティア団体との連携</p> <p>(7) その他地域防災力の向上に必要な事項</p> <p>2 震災発生時の主な活動</p> <p>(1) 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て</p> <p>(2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導</p> <p>(3) 防災資機材等を活用した救出・救護</p> <p>(4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護</p> <p>(5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生</p> <p>(6) 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し</p> <p>(7) 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達</p> <p>(8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付</p> <p>(9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供</p> <p>(10) 防犯パトロールの実施</p> <p>(11) その他必要な事項</p>

(2) 地域防災拠点の訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うために、図上訓練（Dig訓練等）や実動訓練を行います。実動訓練に際しては地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練を支援して実施します。

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

第2節 災害時要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた災害時要援護者対策を推進します。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組の推進

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組みとして、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の習得に努めます。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等地域の実情に応じた支え合いの取組みを進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり（栄区の取組）

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、家庭内での安全対策について周知します。また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第 49 条の 11 及び横浜市個人情報保護条例第 10 条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者に提供します。この名簿には、個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

第 3 節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。

また、年 2 回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月 1 回）行われる避難訓練のうち 1 回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防局の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に即した訓練の実施に努めます。

地震への備えとして、最低 3 日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実情に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進します。

第4節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない、また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

更に、事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童・生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導体制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。併せて、該当校の運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所の運営方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて、当該運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難場所となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療体制の整備

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一画や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。また、重傷者等の対応も必要となる可能性があるため、拠点ごとに周辺の医療機関をリスト化し、区・運営委員会・学校で情報共有します。

第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童・生徒に対して、防災ハンドブック等を活用した防災教育・訓練を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の応急対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTAと協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。

第3部 応急対策

第1章 応急対策の基本

人命を守ることをはじめとして、発災後必要となる応急活動は、一刻も早い対応が求められることから、対応の遅れは、更に被害を拡大し、回復困難な事態を招くことにもつながります。

そのため、行政はもちろんのこと、地域、事業者、更には市民一人ひとりに至るまで、全て「時間との競争」であることを意識し、刻々と変化する状況を的確に把握し、あらゆる場面において、その時の状況に応じた迅速な対応をとることが重要となります。

なお、災害応急対策の実施にあたっては、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

1 人命確保最優先

災害応急対策の最も重要な目標は、人命を守ることであり、発災後72時間は、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこれに関係する活動を、様々な応急活動の中で最優先にして、人的・物的資源を配分します。

2 消火活動の優先

火災の早期鎮圧と延焼の拡大防止を優先します。

3 情報受伝達

情報の把握は適切な災害応急対策を行う前提条件であることから、本市各部署、防災関係機関、市民等は、迅速かつ正確に情報を収集・分析・伝達しなければなりません。

4 関係機関等との連携

(1) 防災関係機関

応急活動は、短時間に集中的に実施しなければならないため、収集した情報に基づき、国、県、協定締結都市等関係機関に応援要請を行うとともに、受入体制を早期に確立します。

(2) 市民、事業所等

市民、事業所、ボランティア、協定締結団体等の協力を広く求めるとともに、受入体制を早期に確立します。

5 市民の相互協力

市民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆のまちは皆で守る。」との自助・共助の認識を持って、自らの身の安全を確保した後は、人命優先の観点から地域住民がお互いに助け合い、初期消火、救出救助、避難誘導などを協力して実施しなければなりません。

第2章 災害対策本部の設置

第1節 区災害対策本部等の設置

1 栄区災害対策本部の設置

区長（区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、次の場合、速やかに栄区災害対策本部（以下「区本部」という。）を設置し、直ちにその旨を市長（市災害対策本部長（以下「市本部長」という。））に報告するとともに、被災区民等の救助やその他災害対策を実施し、被害を最小限に止めます。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- (2) 市域において震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生したとき。
- (3) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (4) 区域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると区長が認めたとき。

2 栄区災害対策警戒本部の設置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき、区長は、栄区災害対策警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を設置します。

3 栄区警戒体制

市域において震度4又は震度5弱の地震（気象庁発表）が発生したとき、区長は警戒体制（以下「区警戒体制」という。）をとります。

4 区本部等の代替施設

区本部長は、区庁舎が地震の揺れによる被害等で使用できなくなり、本部を設置できない場合は、横浜市栄区民文化センターリリスを代替施設とします。

第2節 区本部の廃止・縮小

区本部長は、区域において応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は「津波警報」「大津波警報」が解除されたときは、市本部長の承認を得て、区本部を廃止・縮小します。

第3節 組織・運営

1 区本部の組織

(1) 区本部長

区本部長は区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

区役所部長、資源循環局栄事務所長、栄土木事務所長、栄消防署長及び水道局戸塚水道事務所長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地 区 隊	隊 長
栄土木事務所地区隊	栄土木事務所長
資源循環局栄事務所地区隊	資源循環局栄事務所長
水道局戸塚水道事務所地区隊	水道局戸塚水道事務所長

イ 消防地区本部長は栄消防署長をもって充てます。

2 職務内容

(1) 区本部長

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

イ 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）及び区本部各班長に対する指揮命令

ウ 各地区隊長（栄土木事務所長、資源循環局栄事務所長、水道局戸塚水道事務所長）及び消防地区本部長（栄消防署長）への指示又は要請

エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請

(2) 各地区隊長及び消防地区本部長

ア 所管する災害応急対策を実施

イ 区本部長からの災害応急対策の指示又は要請への対応

ただし、消防地区本部長は、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときは、区本部長に対しその旨を通報します。

(3) 区副本部長（副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長）

ア 区本部長の補佐

イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理

(4) 区本部各班長（課長）

班員に対する指示

(5) 班員（係長及び職員）

班長の指示に基づく災害応急対策

3 区本部等と消防地区本部の連携

夜間・休日等に大規模な災害等が発生した場合、区本部等の体制が整うまでの間は、消防地区本部が区本部等に代わって、次の事項を実施します。

(1) 初期情報の提供

消防地区本部から区本部庶務班長又は防災宿日直者等の初動対応者に発災初期の情報を連絡します。

(2) 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（栄土木事務所地区隊等）から収集した情報を消防地区本部で取りまとめます。

(3) 区民への情報提供

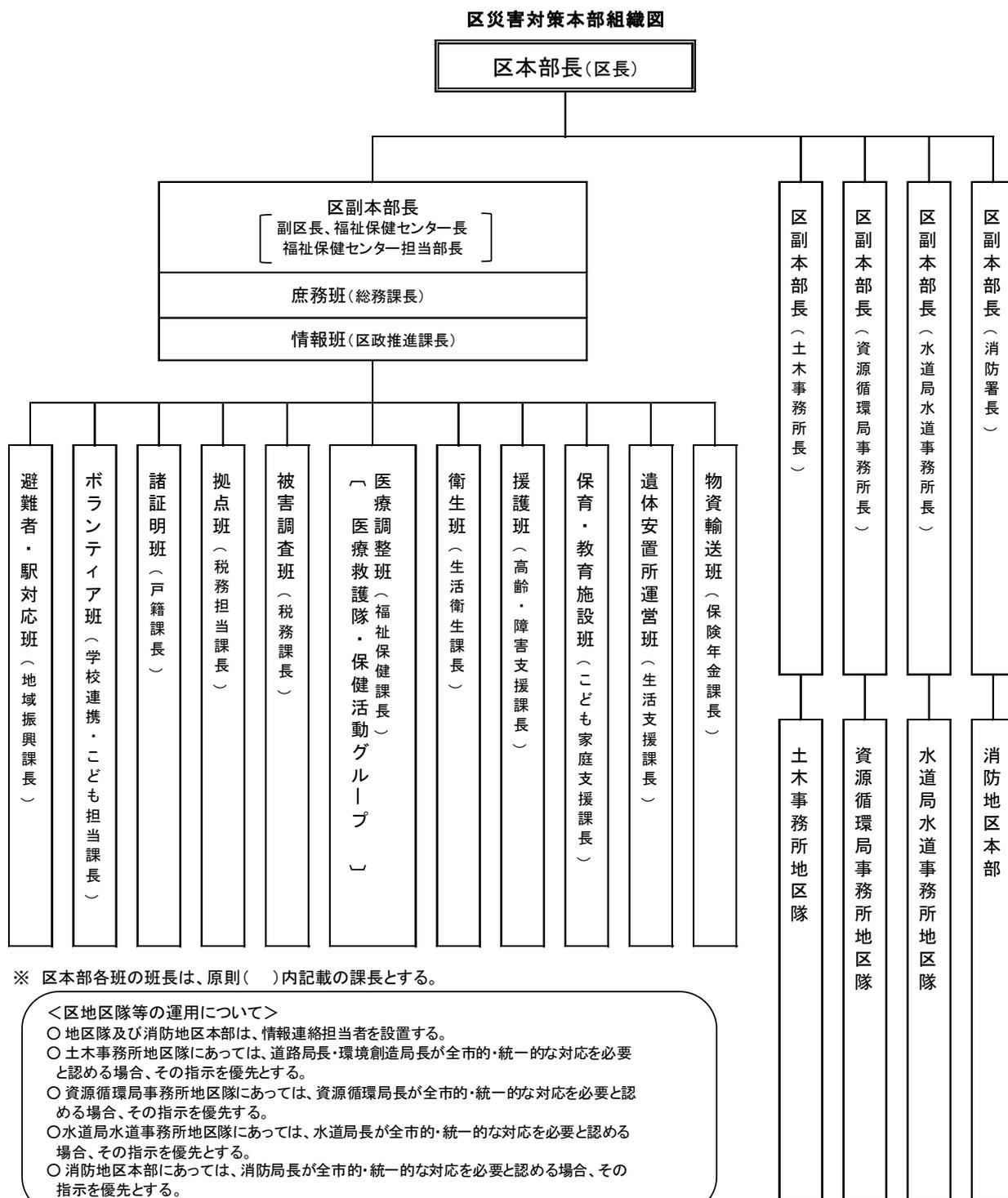
広報隊等により緊急情報（迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

4 班体制及び事務分掌

- (1) 勤務時間内の初動体制では、事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (2) 勤務時間外の初動体制では、参集した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を実施します。
- (3) 区本部は、次のとおり構成されます。

【班体制】

栄区災害対策本部



班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長命令の伝達に関する事。 3 区本部の庶務及び記録に関する事。 4 部内各班の連絡調整に関する事。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 報道及び広報対応に関する事。 7 災害関連情報に関する事。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 避難指示等に関する事。 11 職員応援要請に関する事。 12 支援職員の受入れに関する事。 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。 14 区本部職員の動員に関する事。 15 区本部職員の厚生に関する事。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。 18 庁舎の管理保全に関する事。 19 所管車両の保全に関する事。 20 他の班の所管に属さない事。 21 その他特命事項に関する事。 	<p>1～22 同左</p> <p>23 区本部の予算経理に関する事。</p> <p>24 区災害応急対策計画の策定に関する事。</p>	<p>1～24 同左</p> <p>25 区災害復旧計画の策定に関する事。</p>
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。 2 被害状況(人的・物的)の集約に関する事。 3 応急対策活動の集約に関する事。 4 災害関連情報の広報活動に関する事。 5 広聴相談及び臨時区民相談室の開設に関する事。 6 通信機器等の保全に関する事。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。 9 指定管理施設の被害状況に関する事。 	同左	同左
避難者・駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設及び津波避難施設の避難者の把握に関する事。 2 補完施設の被災状況の把握に関する事。 3 避難者の安全確保に関する事。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関する事。 5 主要駅等での情報収集・広報に関する事。 6 被害情報等の収集・伝達に関する事。 7 帰宅困難者対応に関する事。 8 鉄道事業者、駅周辺事業所、警察等の関係機関との連携した避難誘導に関する事。 9 帰宅困難者一時滞在施設の運営又は支援に関する事。 10 その他必要な事項に関する事。 	同左	同左

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
ボランティア班	1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関する事 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に 3 必要なニーズ等の広報に関する事 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に 5 関すること。	同左	同左
諸証明班	1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関する事。	1 同左 2 倒壊建物等の被災者台帳の作成に関する事。 3 倒壊建物等の罹災証明書の発行準備及び広報に関する事。	1～3 同左 4 倒壊建物等の罹災証明書の発行に関する事。
拠点班	1 地域防災拠点の開設及び運営に関する事。 2 地域防災拠点及び周辺地域の被災状況(死者、負傷者等)並びに運営支援、情報収集及び避難者ニーズ対応に関する事。 3 運営委員会との連絡調整に関する事。 4 避難者の対応に関する事。 5 地域住民への情報提供・広聴に関する事。 6 任意に開設された避難所の把握に関する事。	1～6 同左 7 避難者の生活相談に関する事。	同左
被害調査班	1 区内の被害状況の調査に関する事。 2 応急危険度判定調査の支援に関する事。	1～2 同左 3 建物等の被害認定調査の準備及び広報に関する事。 4 建物等の被害認定調査の実施に関する事。 5 被害認定調査表の作成に関する事。	1～5 同左 6 解体廃棄物の解体・撤去申請の受付に関する事。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
医療調整班	1 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること（区災害医療連絡会議の開催を含む）。 2 医療機関の被害状況の把握及び診療可能医療機関の情報提供に関すること。 3 地域防災拠点等における負傷者数等の把握に関すること。 4 医療救護隊の編成及び診療に関すること。 5 他都市医療救護隊、多職種による医療支援チーム、他自治体の応援保健職員等の受入れ調整に関すること。 6 医薬品、医療資器材等の調達に関すること。 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。 8 地域防災拠点等における保健衛生指導等に関すること。 9 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。	1～9 同左 10 精神保健医療相談窓口の開設に関すること。	同左
衛生班	1 消毒及び衛生に関すること。 2 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 3 生活衛生に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。	1～4 同左 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。	同左
援護班	1 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 2 地域防災拠点等の要援護者の状況把握に関すること。 3 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入に関すること。 5 その他要援護者の支援に関すること。	1～5 同左 6 要援護者の生活相談に関すること	1 福祉避難所の閉鎖及び要援護者の移送に関すること 2～6 同左、 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。

班	事務分掌		
	救助・救命期 (発災～3日)	応急復旧期 (4日～10日)	復旧期 (11日目以降)
保育・教育施設班	1 保育・教育施設等からの情報収集・情報提供に関する事 こと。 2 保育・教育施設等との連絡調整に関する事 こと。 3 区本部庶務班との連絡調整に関する事 こと。 4 市立保育所の児童の安全確保に関する事 こと。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関する事 こと。 6 市立保育所の保育の早期再開に関する事 こと。 7 市立保育所の児童の引渡しに関する事 こと。 8 緊急保育に関する事 こと。	同左	同左
遺体安置所 運営班	1 遺体安置所の設置及び運営に関する事 こと。 2 行方不明者の把握に関する事 こと。 3 関係機関（神奈川県警察、医師会、歯科医師会）との調 整に関する事 こと。	1～3 同左 4 引取人のいな い遺骨に関する こと。	同左
物資・ 輸送班	1 区集配拠点の設置及び運営に関する事 こと。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関する事 こと。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関する事 こと。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関する事 こと。	1～4 同左 5 不足救援物資 等の把握に関する こと。	同左
栄土木事務 所地区隊	1 道路の被害状況の把握に関する事 こと。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関する事 こと。 3 緊急輸送路等の確保に関する事 こと。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関する事 こと。 5 河川、下水道管きよ及び公園緑地の被害状況の把握に 関すること。 6 河川、下水道管きよ及び公園緑地に係る応急対策の立案 並びに実施に関する事 こと。 7 工事箇所の保全に関する事 こと。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に 関すること。	同左	同左
資源循環局 栄事務所 地区隊	1 ふれあい収集利用者の安否情報の収集と提供等に 関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・ 提供に関する事 こと。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関する事 こと。 4 トイレ対策班への応援に関する事 こと。	同左	同左
水道局戸塚 水道事務所 地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に 関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関する事 こと。	同左	同左

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 栄土木事務所地区隊にあっては、道路局長・環境創造局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 資源循環局栄事務所地区隊にあっては、資源循環局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 水道局戸塚水道事務所地区隊にあっては、水道局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

※ 消防地区本部にあっては、消防局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第3章 職員の配置・動員

第1節 職員配置計画

1 区本部設置時の配備体制

動員対象となる全ての本市職員は、地震配備体制が発令されたときは、この計画で定める任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

2 勤務時間内の職員配置

区本部長は、所属職員を班ごとに配備につけ、任務を命じます。

なお、円滑な活動を実施するため必要と認められるときは、あらかじめ定めている職員の任務分担を変更して、別の任務を命じます。

3 勤務時間外の職員配置

区本部長は、早期動員者を、あらかじめ定められた任務以外の、早期対応を必要とする班に配置することができます。

【発災初動期に最も優先する業務】

- (1) 区本部の所管施設、所管区域内の被害情報の収集
- (2) 被害情報の集約
- (3) 区本部としての活動の意思決定
- (4) 市本部との連絡調整

4 初動期における区本部体制

- (1) 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害応急対策を行います。
なお、災害応急対策を実施する期間については、被害等の状況に応じ、区本部長が市本部長と協議の上、短縮又は延長します。
- (2) 区本部は、災害応急対策を行うとともに、被災者支援上必要な業務を継続します。

5 区等への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2節 職員の動員

1 職員の動員

本市職員は、次の事由の場合は全員配備となるため、動員命令を待つことなく、自発的にあらかじめ定められた動員先に直ちに参集します。

また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集システム等を用いて報告します。

- (1) 市域に震度5強以上の地震が発生した場合。（気象庁発表）
- (2) 津波予報区「東京湾内湾」に津波警報又は大津波警報が発表された場合。（気象庁発表）

※ 本市職員は、区本部が設置される場合は、動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に参集できる有効な手段(自家用車を除く。)を用

いて、直ちに参集しなければなりません。また、参集時に自身の安否情報及び参集情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

2 動員区分及び動員先

前記 1 (1)、(2)に該当する場合は、次の表のとおりあらかじめ定められた動員先に動員することとします。

【区職員】

動 員 区 分		動 員 先
所属動員	所属する職場に動員するものであり、区長は、発災初期の災害対応を実施するため必要な職員をあらかじめ指定する。	所属する職場 指定された地域防災拠点

3 津波警報及び大津波警報発表時の勤務時間内外の動員先

- (1) 震度 5 強以上の地震が発生かつ津波警報又は大津波警報が発表された場合、原則として市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合の動員区分及び動員先に基づき、動員します。
- (2) 震度 5 強以上の地震が発生せず、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、所属する職場に動員します。

4 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により、速やかに行動を開始します。

- (1) 安全確保
自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認します。
- (2) 参集時の服装及び携行品
応急活動に適した服装とし、手袋、タオル、着替え、飲料水、食料、トイレパック、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行します。
- (3) 参集途上の緊急措置
参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関へ通報連絡するとともに、直ちに人命救助、消火活動への協力など適切な措置をとります。
- (4) 被害状況等の報告
参集途上において、被害状況、災害情報の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告します。特に、病院、道路、橋りょう等の重要施設の被害状況は、詳しく報告します。

第4章 情報の収集・伝達

第1節 情報受伝達方針

- 1 発災直後は、区本部は、正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- 2 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用し、災害の規模、状況等を把握します。
- 3 社会的混乱の防止、市民生活の安定化、被災者の生活再建の促進を目的として、様々な媒体により広報等を行います。

第2節 情報受伝達体制

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示す通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) ホットライン
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 加入電話及び庁内電話
- (6) アマチュア無線等
- (7) 伝令の派遣

2 情報収集員

地区隊長、各局出先機関班長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、地区隊との情報連絡にあたらせます。

なお、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1名以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることとします。

第3節 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

本市に震度5強以上の地震が発生した場合には、市本部と区本部との情報受伝達はホットラインの活用を原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については、本市の無線通信網を活用することとし、次いで、加入電話及び庁内電話、FAX、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部の本部運営チーム統括・情報班に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、火災の状況、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報について、目視や巡回、住民及び防災関係機関からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、対応状況の確認や事後の振り返り・検証等のため、対応・実施事項等を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第4節 安否情報の提供等

1 安否情報の収集

安否情報の収集は、避難所において被災者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用します。

なお、避難所において収集した避難者カードによる安否情報は「j-ampi」システムに公表されるので市民にはシステム活用の広報も実施します。

2 安否情報の照会の受付

市民等からの安否情報の照会については、対応する窓口への書面提出により受け付けます。

また、受付にあたっては、照会者の氏名・住所、被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会をする理由等を明らかにし、照会者が本人であることを証明する書類を提出又は提示することとします。

	安否情報について照会する者が明らかにする事項
1	照会者の氏名、住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
2	照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
3	照会をする理由

ただし、書面の提出によることができない場合は、市長が認める方法により本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メール等での照会も受け付ける。

3 安否情報の回答

安否情報の照会に対する回答については、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、災害対策基本法施行規則第8条の3に基づき、次の表の区分に応じて必要な情報を提供することができます。

	照会者の区分	提供できる情報
1	当該被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合	照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	当該被災者の親族（前項に掲げる者を除く。）職場の関係者その他の関係者である場合	照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
3	当該被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合	照会に係る被災者について保有している安否情報の有無

ただし、照会に係る被災者が安否情報の提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において当該被災者の安否情報を回答することができます。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

4 個人情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分に留意すべきことを職員に周知するなど、安否情報の管理を徹底する。また、安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとします。

第5節 災害時広報・報道

区本部長は、住民の不安の解消やデマによる混乱を防止し、区民生活の安定化を図るほか、被災者の生活再建を促進するため、地域防災拠点や必要な地域に対し、広報車や職員の派遣による災害時広報を実施します。

また、上空からの広報が必要と判断したときは、区本部長は、消防局長に対し、消防局ヘリコプターによる広報を要請します。

1 災害時広報

時間推移による緊急性、重要性及び必要性の変化に応じ、地震概要、避難指示等に関する情報、応急対策活動等の状況、医療情報、地域防災拠点の開設状況、ライフライン等の被害・復旧状況、生活支援情報、死傷者・行方不明者の公表及びその他区民生活に必要なことについて広報を行います。

また、広報の実施にあたっては、日本語による広報に併せて、やさしい日本語及び多言語による広報を実施します。

2 災害時報道

区内の被害状況等の報道機関への発表は、情報の重要度に応じ市本部が行います。

第6節 広聴活動

1 臨時区民相談室の開設

被災者の生活相談や援助業務の一環として、区役所及び地域防災拠点において臨時区民相談室を開設し、要望、陳情等を聴取し、災害活動に反映させます。

2 要望等の処理

区本部において聴取した要望等のうち、区で対応不可能な広聴情報については、必要に応じて市民局広聴相談班にFAX等で連絡します。（広聴相談班FAX 045-663-3433）

3 災害時コールセンターへの情報提供

市本部が設置された場合、横浜市コールセンター内に災害時コールセンターが立ち上がり、必要な情報を提供し、市民からの問合せに対応します。

4 警察による被災者等への情報伝達・相談活動

警察は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めます。

また、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談窓口を設置する等、親身な相談活動の実施に努めます。

第5章 消火及び救助・救急活動

第1節 応急活動体制

1 応急活動の方針

(1) 消火活動の優先

地震発生 of 初期段階から非常用消防車を含めて運用可能なポンプ車及び人員を活用し、火災の早期鎮圧及び拡大防止を図ります。

(2) 人命の救助・救急活動

震災時には、火災、家屋の倒壊、がけ崩れ等が複合して発生するため、救助隊、救急隊等の人員、資機材を活用し、人命の安全確保に努めるものとします。

(3) 安全避難の確保

住民の安全避難を確保するため、地域住民の避難が完了するまで火災の鎮圧と拡大防止を図ります。

2 初期の情報収集活動

初期の情報収集活動は、消防活動二輪隊、高所見張員等あらゆる手段を活用し、これに基づき、応急活動を行うとともに、各関係機関に連絡します。

3 消防団の応急活動体制

消防団の災害応急活動は、受持区域優先を原則とし、消防地区本部（消防署）、消防隊等と連携を密にし、消防団車両や資機材等を有効に活用して応急活動を実施します。

また、消防団員は参集途上において、情報の収集、出火防止及び初期消火の呼びかけを実施します。

第2節 消火活動

1 消防隊等の消火活動（震災消火活動の基本）

項目	震災消火活動の基本
1 重要防御地区優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、住民の安全避難や社会的影響を踏まえ、木造建物密集地域、主要駅、地下街などの対象を優先する
2 消火有効地域優先の原則	同時に複数の火災を覚知した場合は、「消火有効区域」を優先する。
3 市街地火災優先の原則	大量危険物貯蔵施設等、多数の消防隊を必要とする火災の場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、ただし、不特定多数の者が出入りする防火対象物及び地下街等から出火した場合は、人命救助を優先とした活動を行うこととする。
4 重要対象物優先の原則	地域防災拠点などの避難者の収容施設、病院などの救護施設、行政機関など市民に直接影響を及ぼす対象物の消火活動を優先する。
5 住民の安全確保優先の原則	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用した現場活動により、住民の安全確保を最優先とした延焼防止活動を実施する。

2 消防団の消火活動

- (1) 火災発生時には、防火水槽やプール等の消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに消防隊と協力して活動を実施します。
- (2) 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施します。
- (3) その他の消火活動は、団本部長又は地区本部長（栄消防署長）の指示により実施します。

3 自主防災組織の消火活動

- (1) 自宅の出火防止措置を実施し、家族の安全確保を図ります。
- (2) 消火器等を活用し地域の初期消火活動を実施しますが、火災が拡大して危険となったときは、活動を中止して速やかに避難します。
- (3) 消防機関が到着したら火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力します。

第3節 救助・救急活動

1 消防隊等の救助・救急活動

項目	内容
1 救命活動優先の原則	人命の救助及び救命活動を優先して実施する。
2 緊急度・重症者優先の原則	救助及び救急処置は、救命措置を必要とする傷病者を優先する。
3 幼児・高齢者優先の原則	傷病者多数の場合は、幼児、障害者、高齢者等の要援護者を優先して実施する。
4 火災現場付近優先の原則	延焼火災が多発し、多数の救助及び救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先する。
5 救助・救急の効率重視の原則	同時に小規模救助、救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に実施する。
6 大量人命危険対象物優先の原則	延焼火災が少なく、多数の救助、救急事象が併発している場合は、多数の人命を救助できる事象を優先に実施する。

2 消防団の救助・救急活動

(1) 車両隊

消火活動を行うことを原則としますが、受持区域に火災が発生していない場合は、救助・救急活動を実施するほか、消防隊等が行う救助・救急活動にも積極的に協力します。

(2) 地域活動隊

速やかに地域内の住民に対し、出火防止の呼びかけ、初期消火の実施、人命救出活動の実施、応急救護活動の実施等を指導するほか、住民の避難誘導や救出・救助活動の協力を努めます。

3 自主防災組織の救助・救急活動

- (1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努めます。
- (2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救出活動を実施します。
- (3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力します。

第6章 医療救護等対策

第1節 活動体制

1 指揮体制

区本部医療調整班は、市本部の応急対策部に設置する医療調整チーム（以下「市本部医療調整チーム」という。）と連携しながら、災害医療にあたります。

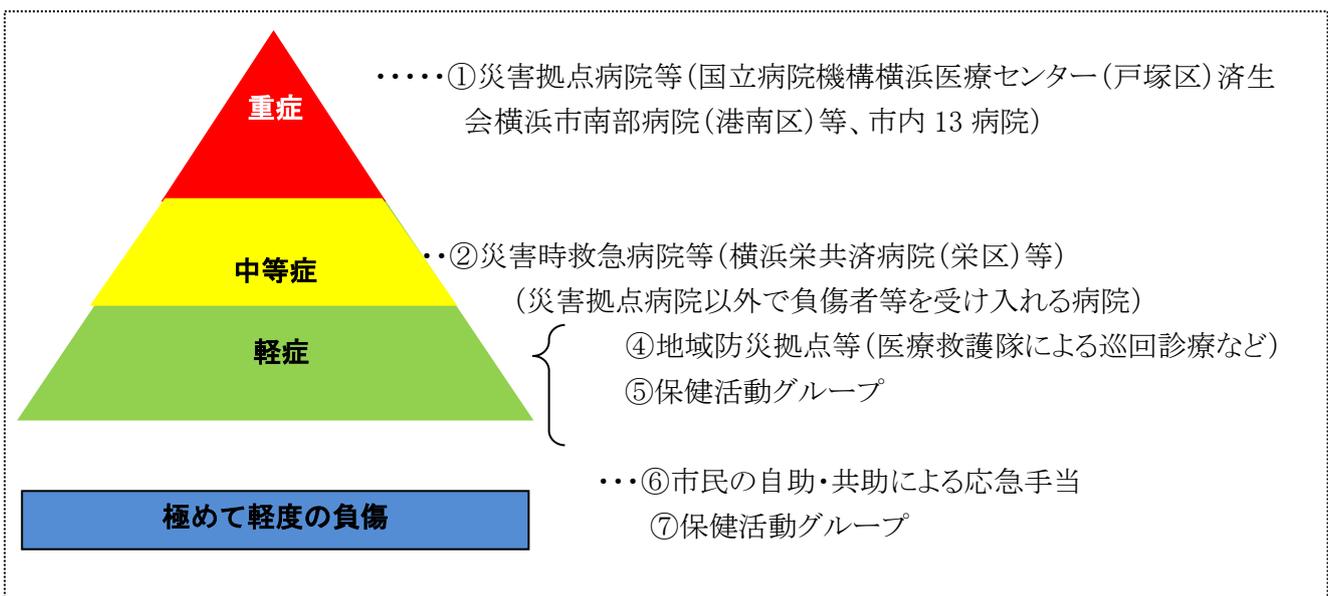
2 区役所の体制

- (1) 栄福祉保健センター長は、区本部医療調整班を統括し、区医師会等と連携して災害時の医療調整活動を実施します。
- (2) 区本部医療調整班及び市本部医療調整チームは、区本部庶務班及び市本部運営チーム統括班を介することなく医療調整活動及び保険活動に関して指示、相談及び要望等を行うことができることとします。ただし、それらの事項については、速やかに区本部庶務班及び市本部運営チームに報告するものとします。
- (3) 区本部医療調整班は必要に応じて、区災害医療アドバイザーから助言等の支援を受けるものとします。
- (4) 平常時から栄区内の医療関係団体や災害拠点病院などが参画する「栄区災害医療連絡会議」を設置し、情報共有を行います。
- (5) 区役所各課に配属されている保健師等は、区本部医療調整班に集約され、被災者に対する保健活動を行うとともに、緊急を要する場合には、医療活動にも従事します。同グループにはリーダーとなる保健師を置き、保健活動の全体調整を行います。

3 医療提供体制

負傷者等の緊急度や重症度に応じた医療体制とし、特に災害拠点病院が重症者に優先的に対応できるよう、被災を免れた医療機関は速やかに受入体制を整えます。重症者以外の負傷者についてはその程度に応じて、災害拠点病院以外の病院（災害時救急病院等）、診療所、医療救護隊や市民による自助・共助等により分担して応急医療を実施します。

【重症度等に応じた応急医療等の提供主体イメージ】



4 医療救護隊、保健活動グループの編成等

区本部医療調整班は地域防災拠点等での診療及び保健活動を行うために医療救護隊及び保健活動グループを編成します。

(1) 医療救護隊の参集基準

震度6弱以上の地震が観測された場合は、区医師会、区薬剤師会、看護職等による医療救護隊が編成されます。また、震度6弱未満であっても、負傷者が多数発生し、応急救護が必要と認める場合、区本部医療調整班は速やかに医療救護隊の編成を要請します。

(2) 医療救護隊の編成

医療救護隊は以下の編成基準に基づき1隊5人程度を基本としますが、職種や人数にこだわらず、状況に応じて臨機応変に編成します。

医師	看護職（※1）	薬剤師	業務調整員（※2）
1～2人	1～2人	1人	1人

※1 本計画における看護職とは、看護師及び准看護師を指します。

※2 業務調整員は、職員をもって充てます。

(3) 医療救護隊の活動

医療ニーズや医療救護隊数等に応じて、診療場所を固定して行う定点診療と、担当地域内を巡回診療する方式を組み合わせ、地域防災拠点等の避難所で応急医療を提供します。

特に被害が甚大な地域には集中的に医療救護隊を派遣します。

(4) 保健活動グループの活動

巡回等により保健活動を実施する中で要援護者の健康状況等を把握して必要な支援を行い、在宅要援護者についても区本部医療調整班及び市本部医療調整チームと連携を図り、支援を行います。

5 搬送体制等の確保

負傷者等の搬送については、救急車や緊急消防援助隊によるほか、区本部や交通部の車両、医療機関の車両、市民の共助を得た搬送等、考え得る全ての手段を講じて行います。

第2節 医薬品等の備蓄及び供給体制

1 医薬品等の備蓄

- (1) 全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備します。
- (2) 薬局、休日急患診療所及び区役所に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品等を備蓄します。
- (3) 医療救護隊が地域防災拠点等で診療を実施する際は、薬局や休日急患診療所及び、区役所に備蓄した緊急持ち出し医薬品等を携行します。なお、薬局に備蓄した緊急持ち出し医薬品等は、当該薬局の薬剤師が区本部医療調整班から指示された地域防災拠点等に運搬します。

2 医薬品等の供給

備蓄医薬品等が不足する場合は、横浜市薬剤師会及び神奈川県医薬品卸業協会に加盟する市内医薬品卸会社との協定に基づき、市本部医療調整チームが区の指定する場所への医薬品等の供給及び運搬を要請します。

3 医療情報の提供

(1) 医療機関情報

区本部医療調整班は、市本部医療調整チームと連携し、区内の診療可能な医療機関名等をリスト化し、随時更新を行うとともに、同様に処方可能な薬局についても情報集約を行います。リストは地域防災拠点等に掲示するほか、区医師会、医療救護隊、医療機関等に情報提供します。

(2) 在宅療養患者情報

区本部医療調整班は、人工透析・在宅酸素療法・在宅IVH等継続的な医療処置が生命の維持に不可欠な在宅療養中の慢性疾患患者に関する情報を収集し、市本部医療調整チームに報告します。

4 歯科医療体制

区本部医療調整班は、災害の規模及び負傷者の発生状況に応じて、市本部医療調整班チームに対し、歯科医療に関する情報収集を行うための情報収集班及び救護のための巡回診療班の出動を要請します。

項目	編成基準		活動
横浜市歯科医師会による歯科医療体制	1 情報収集班（歯科医師2人）		1 情報収集班 地域の歯科医療機関の被災状況等の情報収集を行います。
	2 巡回歯科診療班		
	歯科医師	歯科衛生士	2 巡回歯科診療班 地域防災拠点等において、巡回歯科診療・口腔ケア等を実施します。
	1～2人	1～3人	
必要に応じて歯科技工士等を加えます。			

第3節 災害に備えた取組

迅速かつ確実に、応急医療活動を行うために、平常時から区災害医療連絡会議の開催や災害対応訓練の実施、医療救護体制に関するマニュアルの整備等を実施します。

また、地域防災拠点においては、学校防災計画に基づく災害時の保健室の提供など、災害医療体制の円滑な運営に向けた協調体制を確保します。

第4節 生活衛生

区本部長(衛生班)は、健康福祉局長(健康安全班、動物愛護センター班)及び横浜市保健所長と協同し、感染症や食中毒の発生を未然に防ぐとともに、市民生活の安全を確保するため、被災地、避難所等に対して生活衛生に関する活動を行います。

1 生活衛生広報

被災地、避難所等において生活衛生に関する事項について広報を行います。特に、避難所においては地域防災拠点運営委員会などを通じて避難者への周知徹底に努めます。

2 飲料水及び食品の衛生確保

被災地、避難所等における飲料水及び食品の衛生確保状況を把握し、実状にあわせた衛生管理指導を実施します。

3 感染症の予防

感染症の発生を予防するため、健康福祉局健康安全班及び区本部医療調整班と情報の交換を密に行います。

4 動物の保護収容

- (1) 被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故等の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により実施します。
- (2) 区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合、「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言します。

第5節 こころのケア対策

1 早期介入の重要性

震災による近親者の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠・不安等の様々な心理的反応を起こします。メンタルヘルスに関する正しい情報や、精神保健医療福祉への受信・相談方法等の情報提供について早急に取り組む必要があります。

2 こころのケアの実施

(1) 精神保健医療相談窓口の設置

区本部医療調整班は、こころのケアを行うため、区役所等に精神保健医療相談窓口を設置します。また、職員のこころのケアについても十分に留意します。

(2) こころのケアチーム等による診療

区本部医療調整班は、区災害医療連絡会を通じて、地域における情報を収集するとともに、こころのケアチームによる診療活動等について総合調整等を行います。

(3) 市本部医療調整チーム等による支援

市本部医療調整チームは、他都市からのこころのケアチームの受け入れを行うとともに、こころのケアを必要とする区への差配を行います。

第7章 応援派遣等の対応

- 1 防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための広域応援活動拠点となる施設は、栄区では原則として次のとおりとします。

広域応援活動拠点（栄区）
県立柏陽高校、県立横浜栄高校

- 2 区本部長は、市本部長から県立高校等を広域応援活動拠点として活用する旨の通報を受けたときは、事前に定めた各校の緊急連絡先に使用する旨を伝達します。
- 3 当該県立高校等を広域応援活動拠点として使用しない場合は、避難所や物資集積所等として活用します。
- 4 他都市応援職員等の宿泊施設として市内で7か所の公共施設や厚生施設が指定されており、栄区内では「上郷森の家」（最大208名宿泊想定）が該当します。

第8章 被災者等の避難者対策

第1節 避難計画

1 避難指示

(1) 基準

避難指示は、地震発生後の災害の拡大により、住民の生命に危険が切迫し、避難させる必要が生じた場合に市長又は区長が実施します。

(2) 避難等の実施者及び実施方法等

住民への避難指示等は、「避難指示等判断・伝達マニュアル」に基づき、区本部を構成する職員（区本部職員、栄土木事務所地区隊、栄消防地区本部、その他各地区隊など）が連携し、避難指示等の公示、ツイッター、ホームページ、広報車、職員の派遣等により伝達及び広報を実施します。また市本部により、防災スピーカー、Lアラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して伝達されます。

(3) 避難指示等の報告

ア 区本部長が避難指示等を実施した場合

区本部長は、避難指示等を実施したときは、市本部に対し、避難指示の実施日時や対象域、対象世帯数等を無線ファクシミリ又は無線ホットラインにより速やかに報告し、危機管理システムに入力します。（解除のときも同様に報告します。）

イ 関係機関等への連絡

避難指示等を実施したとき、区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

(4) 避難指示等の解除

区本部長は、避難指示を解除した場合は、直ちにその旨を公示します。

2 警戒区域の設定及び立退き

区本部長は、地震発生後に、二次災害等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

第2節 被災者の避難・受入れ

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった被災者が避難してきたときは、次により受け入れを行います。

1 被災者の避難・受入れ

(1) 公的避難所

ア 地域防災拠点（指定避難所）

震災により住家を失い、又は破損等により居住することができなくなった住民が避難生活を行うほか、ライフラインの停止などにより自宅での避難生活が困難となった住民が物資や情報を入手します。

イ 補充的避難所

避難者数等の増加により、地域防災拠点の収容能力を超える場合には、補充的避難所を開設します。

ウ 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者等については、区本部が協定締結した社会福祉施設等に福祉避難所開設を要請し、区本部長が必要と認めた要援護者等について受入れを行います。

(2) 避難・受入れ割り当て

避難・受入れにあたっては、原則として、あらかじめ指定した地域防災拠点ごとの区割りに従いますが、被害状況に応じて、その他の地域防災拠点でも避難・受入れを行います。

(3) 避難・受入期間

避難・受入期間は、避難者が住宅を修理、新築する等住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。

(4) 在宅被災生活者及び任意の避難者

自宅で被災生活を送る被災者（以下「在宅被災生活者」という）及び地域防災拠点などの公的避難所以外で、発災後、市民が任意に設置した避難所（車中泊避難を含む、以下「任意の避難所」という）で被災生活を送る避難者は、災害等に関する情報や物資をそれらの収集、提供及び配付等の拠点となる地域防災拠点から得ることを基本とし、その対応は次のとおりとします。

ア 地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等に、被災生活を送っている場所、避難者の住所・氏名及びその他必要事項を報告します。

イ 地域防災拠点に集まる情報や物資を入手するため、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等と調整を行います。

ウ 情報や物資の提供等が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会、自治会町内会等へ、その旨を連絡します。

2 地域防災拠点の開設及び閉鎖・統合

(1) 開設

市内1か所以上で震度5強以上の地震（気象庁発表）が発生したときは、全地域防災拠点を開設します。開設にあたっては、区本部拠点班、学校連絡調整者及び地域防災拠点運営委員が速やかに地域防災拠点に参集し、施設の安全性を確認した後、避難者の受入れに必要な措置を講じます。

(2) 閉鎖・統合

災害の状況が明らかになる時期（おおむね3日以内）、ライフライン復旧時期、応急仮設住宅整備時期等の段階において、区本部長は各地域防災拠点の避難状況等を考慮し、地域防災拠点の閉鎖・統合・避難者の集約等を決定します。

また、発災後一定時間を経過しても住民の避難がない場合、区本部長は、災害状況を踏まえ、地域防災拠点の閉鎖について総合的に判断し、決定します。

(3) 避難者の受入れ支援

拠点班等職員や運営委員会だけでは避難受入体制が不十分である場合、教職員もその役割を担い、避難者の受入れに必要な対応を行います。

3 教職員における地域防災拠点開設の対応

(1) 児童・生徒在校時（勤務時間内）

地域防災拠点開設が決定された時点で、「避難支援班」に指定されている教職員は、学校が避難所として円滑に運営されるよう、区本部拠点班の職員や運営委員会委員との連携を図

り、児童・生徒の安全確保に支障を及ぼさない範囲で運営に携わります。

(2) 休日・夜間等（勤務時間外）

ア 連絡調整者（各学校3名指名）は、いち早く学校に参集し、校長・副校長が到着するまでの間、教育委員会事務局や区本部、運営委員会との連絡調整など地震発生直後の初動対応を行います。

イ 連絡調整者のうち2名は、学校管理者としての体制が整い次第、拠点開設・運営に従事し、その後もその2名については、避難支援班として拠点運営に従事することを原則とします。

ウ 参集状況に関わらず、速やかに拠点を開設するために、日頃から地域防災拠点ごとに具体的な開設・運営マニュアルの整備及び訓練の実施により、誰でも地域防災拠点の開設支援を行えるようにします。

4 地域防災拠点の管理・運営支援

地域防災拠点の運営は、地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が協力します。

区本部長は、飲料水・食料・生活必需物資の供給、トイレの確保、避難者の健康状態など被災者、避難者、ペットとの同行避難等に係る情報を拠点班から把握し、必要に応じて、速やかに関係各局長との総合的な連絡調整を行います。

(1) 運営委員会

運営委員会は、地域住民の参加を中心にして行政・学校等の三者で構成されており、住民・行政・学校等のそれぞれの主な役割は、次のとおりです。

区 分	主 な 役 割
地域住民	地域防災拠点の開設及び管理運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロールなど
行政	地域防災拠点の指定、運営支援、避難所の安全性の確保、避難者名簿の管理、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、区民生活の自立支援など
学校等※	児童・生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開、地域防災拠点の開設及び運営支援など

(※) 統廃合によって廃校となった学校（地域防災拠点）の跡地利用施設が引き続き地域防災拠点として指定された場合は、施設利用者の安全確保、施設の管理など

(2) 避難生活の維持・管理

運営委員会は、安全かつ秩序ある避難所運営の維持に努めます。

運営委員会の主な活動は、次のとおりとします。

ア 避難者の誘導及び運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て

イ 負傷者の応急手当及び医療機関への誘導

ウ 防災資機材等を活用した救出・救助

エ 負傷者、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護

オ 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生

カ 備蓄食料、救援物資等の配布及び炊き出し

キ 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達

ク 公的避難所以外での避難者への情報提供、救援物資の要請受付

- ケ 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供
- コ 防犯パトロールの実施
- サ 「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づいた対応
- シ その他必要事項

(3) 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおりです。

	女性、要援護者等を考慮した運営上の配慮すべき項目
女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営への女性の意見の反映（運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等） ・ 女性への暴力等を防ぐための防犯の強化 ・ トイレを安全・安心に利用できる工夫（男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等の工夫） ・ プライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 ・ 女性用物資の女性による配布 ・ 妊婦に対する配慮（休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見た目妊娠しているかわからない妊娠早期の妊婦への気づき等）
乳幼児・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授乳スペースの確保 ・ 泣き声への対応（専用スペースの確保等） ・ 子どものプレイルームや学習スペースの確保 ・ 子どもへの暴力等を防ぐための防犯の強化
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症等への配慮 ・ 生活不活発病（※）の予防、早期発見と対応 ・ オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応（男女別の専用スペースの確保等） ・ 高齢者が孤立しないようにコミュニティスペースの確保
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性に配慮したスペースの確保 ・ 視覚・聴覚・知的障害など障害の特性に応じた情報伝達の対応（音声、文字情報、コミュニケーションボード等） ・ 福祉用具などのニーズの把握
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所標識の工夫（ピクトグラム、簡易な日本語等） ・ 通訳ボランティアの確保 ・ 日本人との生活習慣の違いへの配慮
性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性的少数者のニーズに応じた設備面、運営面での配慮
感染症患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ等の感染症が、地域防災拠点全体に感染拡大することを防止するため、有症者等の専用スペースやその他の避難者と重ならない動線の確保 ・ 地域防災拠点到着時の避難者の健康状態の確認 ・ 基本的な感染症対策である手洗いやマスクの着用の徹底 ・ 流行している感染症に合わせた対策の実施

※体を動かさない生活が続くことにより、全身の機能が低下して動けなくなる病気

5 補充的避難所の開設及び運営

(1) 開設及び運営

区本部長は、あらかじめ避難所が不足することが明らかな場合、多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合又は避難所が機能しない場合等においては、区内の他の公共的施設や民間施設等を補充的避難所として開設します。この場合、避難所の運営は地域住民による相互扶助によって行うことを基本とし、原則として避難してきた者全員が参加するものとし、その他の必要事項は、地域防災拠点と同様とします。

(2) 対象施設（各施設にあっては資料編に記載）

避難所未指定の中学校、県有施設、民間施設等（別に用途を指定した公共施設は除く。）

(3) 教職員の体制と備蓄品の確保

地域防災拠点に指定されていない学校が緊急の避難所となることが予想されるため、それら学校においては、発災時の教職員の体制づくり、備蓄品等を整備確保します。

第3節 要援護者の避難と援護対策

高齢者、障害者等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、避難誘導、救出救護及び必要な福祉保健サービスの提供等の要援護者対策を実施します。

1 市民、地域等の役割

町の防災組織等の自主防災組織は、地域の助け合いを基本とし、地域ぐるみで震災から要援護者を守るため、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者及び地域住民等が行政、関係団体等と相互に連携して安否確認、避難支援等その他必要な援護を行います。

2 援護対策の基本方針

- (1) 医療的ケアが必要と判断される者については、迅速に医療機関と連携し、適切な措置を講じます。
- (2) 地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者については、福祉避難所での受け入れを行います。
- (3) 各種の事務手続を可能な限り簡素化し、必要なサービスを速やかに提供できるよう努めます。
- (4) 高齢者・障害者等要援護者に対しては、早期に生活全体の安定を図る施策を実施することが必要であり、その視点で幅広く対応します。
- (5) 全体を見据えた長期的、計画的な要援護者対策を実施するとともに、的確な情報を発信し、ボランティア等に協力を求めて、連携協力してきめ細かい援護を展開します。
- (6) 地域防災拠点単位で、要介護状態にならないための取り組みを行います。

3 援護体制の確保

区本部長は、拠点班、援護班、健康福祉部各班（福祉施設担当）等から要援護者の状況を的確に把握し、速やかに必要な援護を行います。

- (1) 区本部拠点班は、運営委員会、地域のネットワーク等と連携し、要援護者の状況を把握し、区本部援護班に報告します。
- (2) 区本部援護班は、区で保管している災害時要援護者名簿を活用し、地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、区内の民間福祉事業者に協定等に基づく協力要請を行い、災害時要援護者の安否についての情報を収集します。

4 援護の実施

(1) 地域防災拠点での援護

- ア 要援護者の特性に応じた配慮・支援の実施
- イ 要援護者の状況把握等
- ウ 巡回健康相談等の保健活動
- エ 要援護者用スペース等の確保
- オ 福祉避難所での受入れが必要な要援護者の把握・決定
- カ 高齢者へのコミュニティスペースの開放
- キ 妊産婦・母子の健康維持等
- ク その他必要な援護

(2) 在宅の要援護者等への援護

ア 在宅の要援護者の状況把握

区本部援護班は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等地域関係者、地域住民等の協力を得て、地域防災拠点に避難していない要援護者の安否確認・状況把握を行います。

また、民間福祉事業者からの情報を収集し、必要に応じて医師等の意見を求めたうえ、適切な救護策や必要な福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

イ 在宅の要援護者の支援活動

区本部医療調整班保健活動グループは、在宅要援護者の健康状態、生活状況、環境衛生等の状況を把握し、区本部援護班や市本部医療調整チーム等と連携し、必要な医療・保健・福祉サービスや支援策を提供・調整します。

(3) 各種福祉保健サービス等利用のための支援

区本部長(援護班)は、要援護者や仮設住宅入居者の状況を的確に把握したうえで、ケア方針を決定します。また、健康福祉局から民間福祉事業者に協力を要請し、区本部、健康福祉局、民間福祉事業者が連携を図り、要援護者へのホームヘルプサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の給付等各種福祉保健サービス等利用のための支援を行います。

なお、区内での対応が困難な場合は、区本部長は健康福祉局長に広域的な応援、調整を要請し、健康福祉局長が必要な連絡調整を行います。

第4節 福祉避難所の開設及び運営

1 福祉避難所の開設及び運営

福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるよう必要な措置を講じるとともに、その運営体制を確保します。

(1) 社会福祉施設等(入所、通所型)

社会福祉施設等における福祉避難所の開設及び運営は、施設職員が行います。

なお、福祉避難所の運営に当たって人的スタッフ等が必要な場合は、区本部援護班はボランティア等の受入窓口に協力を要請します。

(2) 市民利用施設

区本部長は、社会福祉施設だけでは要援護者の受入れが十分でないときは、市民利用施設を福祉避難所として開設し、要援護者を受け入れます。

福祉避難所の開設は、施設職員、区本部援護班等が連携して行います。

なお、運営については、原則として家族及びボランティア等による自主運営を基本として、区本部援護班が中心となって、運営を支援するとともに、必要な措置を講じます。

2 受入れの決定

福祉避難所での受入れの決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部長が決定します。

その際要援護者の必要とする援護の状態に応じて、次の事項に留意し受入施設を決定します。

- (1) 各施設が保有する専門分野での支援のノウハウを生かすため、老人福祉施設は高齢者を、障害者施設は障害者を、児童施設は児童を受け入れることを原則とします。
- (2) 入所型の社会福祉施設等は、原則として、重度の要援護者を対象とし、受入れにあたっては、緊急入所によるものとします。
- (3) 通所型の社会福祉施設等、市民利用施設等は、福祉避難所としての受入れを行います。
- (4) 区内の施設だけでは、受入れが困難な場合又は区域外への避難を必要とする場合は、受入施設の調整を健康福祉局（地域福祉保健班）に要請します。

3 要援護者等の福祉避難所

(1) 高齢者

地区センター（区本部支援施設となった施設を除く）、地域ケアプラザ、老人福祉センター、その他高齢者福祉施設のうち、区本部長が指定する施設

(2) 障害者

地域活動ホーム、その他障害者福祉施設、児童福祉施設等のうち、区本部長が指定する施設

第9章 警備と交通対策

第1節 大地震が発生した場合の警備対策

発災時、警察は総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速かつ的確な災害応急対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 警備体制の確立

警察は大地震の発生と同時に警備本部を設置し、事案の規模及び態様に応じて迅速かつ的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策の実施

警察は、次の応急対策を実施します。

- (1) 情報収集・連絡
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 交通規制
- (5) 二次災害の防止のための危険場所等の調査
- (6) 無人化した住宅街、商店街や避難所等の定期的な巡回による社会秩序の維持

第2節 大地震が発生した場合の交通対策

警察は地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、一般車両の通行禁止・制限や緊急交通路の確保など必要な交通規制を速やかに実施し、緊急通行車両の円滑な通行の確保及び市民等の安全な避難路の確保に努めます。

1 危険防止及び混雑緩和の措置

被害状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を迅速・的確に実施し、道路管理者等と協力して危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を実施します。

2 交通規制の実施

交通規制は被害の規模や地域の道路状況等によって、被災地域等への流入抑制、緊急交通確保のための交通規制を目的として弾力的に実施します。

3 交通情報の収集・広報活動

交通混乱防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官及び関係機関等から交通情報を収集し、交通規制の内容について、積極的に広報を行い、運転者や地域住民等に周知します。

第10章 緊急輸送対策

大地震が発生した場合、人員、物資等の輸送は、災害応急対策の基幹となることから、緊急輸送路等の道路啓開を最優先に行います。

第1節 輸送路の確保

1 道路の通行機能の確保

(1) 緊急巡回・点検

横浜建設業協会（栄区会）防災作業隊（以下「作業隊」という。）は、震度5強以上の地震が発生した場合、緊急輸送路等のあらかじめ定められた路線、区間について巡回し、栄土木事務所地区隊に被害状況を報告します。栄土木事務所地区隊は、区民からの通報や作業隊からの報告による緊急輸送路等の重要な被害箇所及び構造物の点検を行います。

(2) 道路被災状況の把握・伝達

栄土木事務所地区隊は、緊急輸送路等の被害について、通行止めや応急措置を作業隊に指示するとともに、把握した情報をまとめて、道路局（情報収集班）及び区本部に報告します。

(3) 道路啓開の実施

栄土木事務所地区隊及び作業隊は、市本部の道路啓開方針に基づき、緊急輸送路等について、警察等と連携し、路上障害物の除去、応急的な対策などの道路啓開を行い、原則2車線の通行帯を確保します。

2 緊急輸送路の指定

被災者の救助等の災害応急対策用車両の通行する道路として、県公安委員会が指定する緊急交通路指定想定路線に加え、本市では緊急輸送路を指定します。

区分	内容	栄区内の路線
第1次緊急輸送路	緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路	県道21号横浜鎌倉（鎌倉街道） 環状3号線 環状4号線
第2次緊急輸送路	第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路	県道203号大船停車場矢部ほか 市道戸塚港南台線ほか

第2節 輸送体制の確保

1 輸送車両等の確保

輸送手段として必要な車両等は、原則として区本部が保有し、又は直接確保できるもの（自動車、バイク、自転車、組み立て式リヤカー等）を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡し場所、日時等を明示し、市本部物資チームに調達を要請します。

2 燃料の確保

燃料の確保が困難な場合、総務局長が「災害時における燃料供給協力に関する横浜市と神奈川県石油協同組合との協定」に基づき、供給協力を要請します。

3 緊急通行車両の確認

災害応急対策に使用する車両については、警察、検問所、警察本部交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊のいずれかにおいて、緊急通行車両確認証明書及び確認標章の交付を受けます。

第11章 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

第1節 行方不明者の捜索

1 捜索活動

市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者又は死亡の疑いのある者の捜索を神奈川県警察、横浜海上保安庁、自衛隊など関係機関の協力を得て遅滞なく実施します。

2 行方不明者の把握

区本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設するほか、死亡者名簿と避難者名簿の確認や地域防災拠点等における聞き取りを行うなど、警察と相互に情報を共有しながら行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努めます。

3 後方支援活動

- (1) 区本部長は、防災関係機関及び町の防災組織、地域防災拠点運営委員会、日赤奉仕団体等の自主防災組織の協力を得て、捜索活動のための後方支援活動(警備、交通整理、広報等)を行います。
- (2) 区本部長は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方支援活動に関する情報を直ちに市本部に報告するとともに、各種協定等に基づき必要な協力を要請します。

第2節 遺体の取扱い

遺体の取扱いにあたっては、遺族の感情へ十分に配慮するとともに、次により適切に対応するものとします。

1 関係機関との連携

(1) 神奈川県警察

検視を担当する神奈川県警察とあらかじめ協議し、実施体制等を確立するとともに、平常時から定期的に訓練を実施します。

(2) 葬祭業者

遺体の取扱いは、葬祭業者との協定に基づき、遅滞なく実施します。特に、身元確認の長期化に備え、遺体の腐敗等に配慮した環境を早期に確立します。

また、遺体安置場所では葬祭業者と連携して、遺族が身元確認しやすい環境を整備します。

2 遺体安置所

(1) 機能

遺体安置所の機能は震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視検案等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有しています。

(2) 施設の指定

区本部長は、市本部及び警察と協議のうえ、遺体安置所を開設します。遺体安置所の運営については関係機関と協力します。

項目	内容・条件等	対象施設
遺体安置所	遺体の安置、検案、遺留品の保管、身元確認、棺等の納棺用品の保管等	栄スポーツセンター

(3) 開設・運営

ア 多数の遺体の発生が想定される場合は、警察と協議し、遺体安置所を早期に開設します。

イ 遺体安置所の開設及び運営は区本部が行い、遺体安置所を開設していない区本部は、職員の応援派遣等の支援を行います。

また、各施設状況に応じ指定遺体安置所の設備、遺体搬入等の動線を確認の上、遺体安置所設営マニュアルを作成します。

(4) 遺体安置所に関する情報の収集と一元化

市外からの問い合わせや早期の身元判明につながるよう、遺体情報については、市本部遺体取扱チームで一元的に情報管理し、区民や各遺体安置所に情報を提供します。

(5) 遺体取扱いに必要な物品等の確保

遺体の取扱いにあたっては、施設設営用のブルーシート、検視検案用の机、区切り用つい立、投光器、非常用バッテリー及び燃料、各種衛生用品、斎場における身元不明遺体引き受けに係る物品（骨壺等）を事前に用意する。物品の保管方法については、発災後速やかに遺体安置所が設置できるように、物品管理体制を整える。また、遺体の洗浄等で多量の水を使用するため、水道局と協議し洗浄水の供給体制を確保する

3 遺体の処理

(1) 遺体の発見と通報

区職員は、災害現場から遺体を発見した場合、又は遺体発見の連絡を受けた場合は、直ちに管轄の警察署又は直近の警察官にその旨を通報します。この時、遺体を搬送する必要がある場合は、発見した場所、状況、発見者などを確実に記録しておくものとし、搬送について関係機関等の協力を得て所持品とともに速やかに実施します。

(2) 遺体の搬送

捜索により収容された遺体は警察等関係機関と協力し、区本部が設置する遺体安置所へ搬送します。

(3) 遺体安置所等での取扱い

遺体は警察による検視及び医師による検案を行い、その後、遺体の識別及び人道上の見地から必要に応じ、遺体の洗浄、縫合、消毒及び一時保存の措置をとり、納棺します。

(4) 身元確認及び遺体の引き渡し

ア 区本部長は、警察、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努め、身元が明らかになった遺体は、警察と相互に協力して遺族又は関係者に引き渡します。

イ 区本部長は、身元不明遺体について、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

ウ 区本部長は、遺体の検視等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体の氏名等を地域防災拠点等に掲示し、遺族等の早期発見に努めます。

(5) 死亡者数の確定と広報

死亡者数の計上については、市本部、区本部及び警察が情報を相互に共有し確定します。遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明遺体数等の広報に当たっては、上記の共有情報を基に警察と協議のうえ、統一的に行います。

4 火葬

健康福祉局長は、区本部長、遺族から搬送された遺体の火葬を行います。

- (1) 区本部長は、遺体取扱施設等から斎場等へ遺体を搬送する場合は、「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」に基づき、(一社)全国霊柩自動車協会に霊柩自動車による搬送を要請します。
- (2) 応急的な火・埋葬
区本部長は、遺族等の引取者がいない場合又は遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、応急的措置として、健康福祉局長に火葬及び焼骨の仮収蔵を要請します。

第12章 物資等の供給

第1節 応急給水

水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、応急的に配水池、災害用地下給水タンク等から給水を行うとともに、配水池等を取水場所とした給水車等による運搬給水を行います。その後、耐震管路上に設置している緊急給水栓から給水するとともに、逐次速やかに復旧工事を行い各戸給水まで回復させます。また、プールの水、井戸水等も生活用水として利用を図ります。

項目	給水分担及び方法
水道局が行う 応急給水	1 医療機関への給水 2 地域防災拠点等への給水 3 災害時給水所での給水 (1) 配水池 (2) 災害用地下給水タンク (3) 緊急給水栓 (4) 耐震給水栓（地域防災拠点運営委員で運用）
区本部が行う 応急給水	1 備蓄している水缶詰の配布 2 地域防災拠点等で受水槽等に残っている水の給水 3 災害用地下給水タンクに緊急給水装置の設置・運用を行う市民への支援 4 水道局が地域防災拠点に運搬給水を行った後の、避難者等への水の配布 5 緊急給水実施場所の案内 6 ひとり暮らし高齢者等への運搬給水等の調整 （住民、ボランティアへの応援依頼） (7) プール及び災害応急用井戸からの直接給水 （生活用水として使用するが、飲用は不可）

災害時の自助、共助、公助による給水の流れ

	給水方法	災害時に必要とされる水の量		
		1～3日目 3リットル/日	4～7日目 10リットル/日	8～14日目 20リットル/日
地域の備え	個人や企業などでの水の備蓄	備蓄による水の確保 (1人9リットル)	「自助」	
	災害用地下給水タンク	地域の共助による水の確保	「共助」	
	耐震給水栓			「共助」
区本部が行う 応急給水	水缶詰の備蓄		「公助」	
	受水槽からの給水 (※1)			
水道局が行う 応急給水	配水池		医療機関等(※2)への給水車による運搬給水 地域への配水池での給水	
	緊急給水栓	「公助」		地域への緊急給水栓での給水

※1 残留塩素濃度が一定の基準を満たしている場合は飲料用として活用

※2 災害拠点病院、救急告示医療機関、地域防災拠点等

第2節 物資の供給

震災により住宅等に被害を受け、食料と自炊手段を失った場合又は生活必需品を喪失した場合、次により被災者に対して速やかに物資の供給を実施します。

1 供給方法

(1) 発災直後からおおむね3日間

発災直後は、避難場所等の被災者のニーズの把握又は区本部、避難所等からの物資要請が困難となる可能性があることから、必要物資を被災者に確実に届くようにするため、市本部物資チームは要請がなくても必要物資を確保し、避難場所等に供給します。

(2) 発災から4日目以降

区本部は、避難場所等の被災者ニーズを把握し、必要な物資を市本部物資チームに要請します。

2 供給対象者

物資供給の対象者は、おおむね次のとおりです。

- (1) 避難場所の被災者
- (2) 住家に被害を受けたことにより、炊事ができない者又は生活必需品を喪失した者
- (3) 旅行者、滞在者
- (4) 災害応急対策に従事する者
- (5) その他区本部長が必要と認める者

3 物資の確保と配分

(1) 非常用備蓄の優先

区民の非常用備蓄及び持ち出した物資の消費を最優先とします。

(2) 地域防災拠点の備蓄利用

地域防災拠点防災備蓄庫に備蓄された物資を運営委員会の方針に従い、利用します。

(3) 方面別備蓄庫等からの供給

地域防災拠点等の備蓄物資に不足が生じた場合、市本部物資チームは、協定に基づく物流業者に方面別備蓄庫等の物資等の輸送を要請します。

(4) 物資配付の優先順位

物資の配付は、被災者と相互に協力し、優先順位の基本は、次のとおりとします。

- ア 要援護者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等）及び子ども
- イ 地域防災拠点の避難者
- ウ 任意の避難場所（地域避難所を含む）の避難者及び在宅被災生活者
- エ その他（帰宅困難者等）

(5) 食料供給の留意事項

ア 誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とします。要援護者等に配慮した供給を行い、調理を必要としない弁当によることもできます。

イ アレルギー疾患患者への対応として、アレルゲンが除去された食品を確保し、他の食料とは分けて備蓄、保管及び供給を行います。

ウ 炊き出しについては、必要に応じて、地域防災拠点運営委員会が行い、区本部長は、状況に応じボランティア等の協力を得て実施します。。

なお、衛生面に注意するとともに、食器を洗う水の節約のために、食器に食品ラップフィルム等を張るなど工夫をします。

4 備蓄物資が不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足する場合は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握したうえで、市本部物資チームに調達を要請します。

また、補完的な調達として、「食料等の調達供給協力に関する協定」を締結している栄区食品衛生協会から食料を調達します。

第3節 救援物資の受入れ・配分

救援物資等は、開設されている避難場所等への直送を原則としますが、区集配拠点が必要な場合、区本部長は、区集配拠点の被災状況を確認のうえ開設します。また、「救援物資受入・配分マニュアル」に基づき、ボランティア等の協力を得て、物資の受入・配分を実施するとともに、市本部で締結する各種協定に基づいた、関係機関への協力要請を実施します。

項目	施設名称
栄区物資集配拠点	栄区役所

第13章 災害廃棄物の処理

第1節 基本的な考え方

大規模災害発生時には、家庭などから排出される災害廃棄物の処理が進まず、生活再建の支障となり、被災者の心身の大きな負担となります。このため、災害廃棄物への早期の対応が重要となります。

1 災害廃棄物の範囲（災害廃棄物の定義）

(1) し尿

地域防災拠点等の仮設トイレのくみ取りし尿

(2) 生活ごみ・避難所ごみ

ア 日々の生活から発生するごみ

（燃やすごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトルなど）

イ 使用済みトイレパック等

(3) 路上廃棄物

発災後の道路啓開に伴う廃棄物

(4) 片付けごみ

被災した建築物内の片付けで発生するごみ

（被災により破損した食器類、蛍光灯など燃えないごみ及び家具・家電類）

(5) 災害がれき

災害により損傷した家庭・事業所等の解体・撤去等に伴って発生する廃棄物（木くず・コンクリート片、金属くずなど）

(6) 津波堆積物

津波によって漂着した製品等や汚泥等

2 し尿・ごみの処理

災害廃棄物の中でも、多くの避難者が集まる地域防災拠点等におけるし尿処理は、緊急に解決しなければならない重大な問題の一つであるため、早急に「トイレ対策」を実施します。

また、倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が、無秩序に排出されると早期の復旧・生活再建の妨げになることから、「生活ごみ」等とは区別して、収集します。

なお、災害がれき、津波堆積物の処理はそれぞれ、復旧期、応急復興期に対応します。また、事業系ごみは費用等も含め事業者自らの責任において資源化や環境に配慮した適正な処理を行います。

第2節 トイレ・し尿対策

1 トイレ対策

(1) 地域防災拠点における対応

ア 学校の既存トイレの使用

学校の使用可能な既存のトイレを優先的に利用します。また、水道水が使用できなくなった場合で、下水管の損傷が無いときは、プールの水及び水再生センター処理水を水洗用水として活用します。また、破損した排水設備については、民間事業者の協力を得て補修します。

イ 備蓄仮設トイレの設置及び使用

(ア) 災害時に下水配管が損傷した場合は既存トイレの使用を禁止し、備蓄仮設トイレを利用します。なお、くみ取り式と下水直結式の両方の仮設トイレを備蓄している地域においては、下水直結式を優先して利用します。

(イ) 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照

明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行います。

- (ウ) 備蓄仮設トイレが設置されるまでの間又はトイレが不足する場合は備蓄トイレパックを利用します。また、備蓄仮設トイレが不足する場合には、区本部からの要請に基づいて収集事務所等に備蓄されている仮設トイレを配置します。
- (エ) 備蓄トイレパックは既存トイレにセットし、利用します。また、和式トイレの利用が難しい人のために、既存和式便器に備蓄簡易式トイレ便座を設置してトイレパックを利用します。
- (オ) 備蓄仮設トイレは地域防災拠点運営委員会が組み立て、設置します。

ウ 仮設レンタルトイレの配置

区本部は、各地域防災拠点の避難者の状況及びトイレの使用の可否、水道・下水道復旧見通しを把握し、仮設レンタルトイレの必要台数を市本部物資チームに報告します。また、仮設レンタルトイレの撤去の要請についても区本部から市本部物資チームに連絡します。

(2) 広域避難場所による対応

広域避難場所が利用される場合には、仮設トイレとして、備蓄している簡易テント、簡易式トイレ便座を設置し備蓄トイレパックを利用します。

(3) 帰宅困難者への対応

帰宅困難者の一時滞在施設等の既存トイレが使用できない場合は、当該施設に備蓄しているトイレパックを使用するほか、不足する場合には周辺の帰宅困難者用備蓄庫等からトイレパックを運搬し利用します。

(4) 仮設トイレの管理

ア 仮設トイレの清掃管理は地域防災拠点運営委員会が行います。

イ 地域防災拠点運営委員会はトイレの維持管理状況及びトイレ用水の確保状況を把握し、下水管等の清掃必要箇所、トイレ用水必要量を区本部に連絡し、区本部は環境創造局へ報告します。

2 し尿くみ取り対策

地域防災拠点の仮設トイレのくみ取り作業は、発災後2日目から開始します。なお、通常のくみ取り作業は発災後2週間停止します。

第3節 家庭系ごみ対策

発災直後は、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を基本としますが、発災から72時間までには、収集体制を整え順次収集業務を開始します。

1 発災後の対応（収集段階）

(1) 家庭系ごみの収集

ごみの分別については、「燃やすごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・びん・ペットボトル」、「古紙」、「古布」など平常時と同様とし、発災から1か月程度は「燃やすごみ」を最優先に収集します。

(2) 片付けごみの収集

倒壊にまで至らなかった建物内の片付けに伴って発生する「片付けごみ」（破損した家具や食器等）が無秩序に廃棄され、生活衛生環境の悪化だけでなく、収集作業や緊急車両の進入を阻害することが懸念されるため、「片付けごみ」は、「生活ごみ」とは区別し、別途収集します。

第14章 学校活動と保育

第1節 発災時の対応

1 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

ア 学校長は、地震発生後、直ちに、児童・生徒の安全確認及び被災状況の確認を行い、その状況を教育長及び区本部長に報告するとともに、状況に応じた学校の防災計画に基づいた適切な措置を講じます。

イ 学校長は、児童生徒の預かり、引き渡しについては、以下のとおりとします。なお、あらかじめ、各保護者や地域等の取り決めが交わされている場合はこの限りではありません。

(ア) 小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校

保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）こととします。

(イ) 高等学校

あらかじめ、保護者から学校に預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。

(2) 在宅時の対応

ア 学校長は、動員により参集した教職員に、児童生徒の安否を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行います。

イ 夜間・休日などの時間帯に発災した場合、教職員は人員不足が想定される地域防災拠点の運営等を支援します。

2 児童生徒の避難行動

(1) 通級指導教室、はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブ等の避難行動は、「児童・生徒の預かり」を原則とし、保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置くこととします。

(2) 放課後児童クラブ（学童クラブ）における避難行動

あらかじめ、学校・放課後児童クラブ・保護者間で協議し、至近の施設等（放課後児童クラブ・小学校・義務教育学校も含む）の安全な場所を避難場所に決めておきます。

また、避難場所に、保護者が引き取りに来るまで、指導員等の管理下で「児童の預かり」を原則とします。

3 発災後の休校期間

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動の継続を可能とします。

第2節 学校教育の再開に向けた対応

学校の教育再開にあたり、地域防災拠点に指定され、避難所が引き続き開設されている場合は、学校の教育再開に関して、避難住民や地域住民などと必要な事項について協議を行います。

第3節 保育の早期再開

区本部長は、区内の市立保育所施設長（以下「施設長」という。）に対し、保育士をあらかじめ定めた配置につけ、児童の安全確保、施設の管理、保育の早期再開に向けた活動などの応急活動を命じます。また、こども青少年局長と協議し、私立保育所の被害状況や、市内の被害状況等から、必要と認められるときは、代替施設での臨時保育等を検討し、実施します。

施設長は、地震発生後、速やかに、施設設備及び周辺の被害状況等を調査し、被害状況を区本部長及びこども青少年局長に報告します。

第15章 公共施設等の応急対応

第1節 公共施設における応急対応

1 利用者等の安全対策、避難誘導

各施設の管理責任者（指定管理者を含む）は、利用者、来訪者等の安全確保を図るため、必要と認められるときは、最寄りの避難場所やその他安全な場所（施設内を含む）に利用者等を避難誘導します。

また、高齢者福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において避難が必要となったときは、区本部、防災関係機関はもとより、近隣住民に対して、避難活動への協力を求めるなど、適切な対応を図ります。

2 応急措置

(1) 出火防止措置

各施設の管理責任者は、直ちに点検、出火防止措置を講じます。万一火災が発生したときは、直ちに所轄消防署に連絡するとともに、初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期します。

(2) 被災状況の把握及び報告

各施設の管理責任者は、施設の被災状況を速やかに把握するとともに、利用者等の状況、施設の被害状況、周辺の被害状況等を市本部（施設管理部局）及び区本部の2箇所に報告します。

(3) 避難者受入れの報告

各施設の管理責任者は、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市本部（施設管理部局）及び区本部に報告します。

(4) 施設の点検基準

ア 建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無

イ 建築設備（機械設備・電気設備通信・放送設備）の機能点検、使用停止する設備（エレベーター／冷暖房／その他必要以外の電気・機械の運転）

ウ 受水槽等の貯水確認

受水槽等の貯水確認を行うとともに、上水を確保します。

エ 消防用設備等の点検・確認

防火戸、火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器、避難設備など消防用設備の機能点検を実施します。

オ 自家発電設備、可搬式発動発電機の点検

停電に備えて自家発電設備や可搬式発動発電機の点検・整備を実施します。

3 本計画等に基づく運用の準備

市防災計画や区防災計画等により、発災時の応急活動の拠点等として位置づけられている施設の管理責任者は、速やかに本計画等に基づき運用するために必要な措置を講じます。

ただし、施設の機能に支障が生じているときは、直ちに市本部（施設管理部局）及び区本部にその旨を報告します。

4 補完施設

あらかじめ震災時における用途を特定せず、柔軟に活用する施設は次のとおりとします。

ただし、施設の機能に支障が生じているときは、直ちに市本部（施設管理部局）及び区本部にその旨を報告します。

項目	対象施設
補完施設	横浜市栄公会堂・横浜市栄スポーツセンター・横浜市栄区民文化センターリリス・SAKAESTA

第2節 土木施設の応急対応

区土木事務所地区隊は、震災により、道路、橋りょう等が被災したときは、消火、救出救助、物資輸送等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施します。

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧対策

第1節 被災者の生活援護

被災者の自力復旧と復興を支援するために用意されている各種の支援制度については、平常時から広く市民等に周知するとともに、災害時にも広報手段を活用した「横浜市被災者支援に関する各種制度」を広報し、迅速かつ適切な被災者支援に努めます。

1 生活相談

関係各局長及び区本部長は、被災した市民の生活の立直しを援護し、自力復興を援助するため、所管する業務に関する問い合わせ、相談、要望等に対応します。（ここでは、市民の安全が確保され、一応の落ち着きが見られるようになる発災後4日目以降とします。）

また、区本部長は臨時区民相談室を継続して設置し、市民生活の早期回復のための相談・要望等に対応するとともに、相談等で得られた有用な情報を関係局長に提供します。

2 災害弔慰金等の支給等

(1) 区本部長は、被災者等に主に次の弔慰金等の支給等を行います。

名称	対象者		種別
災害弔慰金 (災害弔慰金の支給等に関する法律、条例)	遺族	生計維持者が死亡した場合	支給(500万円)
		その他の者が死亡した場合	支給(250万円)
災害障害見舞金 (災害弔慰金の支給等に関する法律、条例)	精神又は身体に著しい障害を受けた者	生計維持者が重度の障害を受けた場合	支給(250万円)
		その他の者が重度の障害を受けた場合	支給(125万円)
被災者生活再建支援金 (被災者生活再建支援法)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体) ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊) ・住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊) 		基礎支援金(上限100万円)と、加算支援金(25万~200万円)の合計額を支給
災害援護資金 (災害弔慰金の支給等に関する法律、条例)	世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上の場合		貸付 (150万円~350万円を限度)
	住宅の半壊、全壊、全体の滅失や流失または家財の概ね3分の1以上の損害があった場合		
生活福祉資金 (災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	低所得世帯 (災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は適用除外)		貸付(150万円を限度)

横浜市災害見舞金・ 弔慰金 (横浜市災害見舞金・ 弔慰金交付要綱)	・住家に被害を受けた方、ご遺族又は重傷者 ・市内で事業を営む方で、事業を営む部分に被害 を受けた方 ※弔慰金に関しては災害弔慰金の支給等に関する 条例が適用された場合は対象外	支給 (1万～10万円)
--	---	-----------------

- (2) 義援金の配分は、健康福祉局長が開催する「義援金配分委員会」が決定する義援金配分基準・方法に基づき、区本部長が指定する場所で迅速かつ適正に配分します。

3 市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等

災害により被害を受けたとき、所定の申請により、必要があると認められる場合は、条例・規則等に基づき、市税の減免や、市税の延滞金の減免、市税の納期限の延長等を受けることができます。

また、災害復旧のための融資手続等を目的とした、納税証明書、市民税課税（非課税）証明書（所得証明書）等の発行手数料の減免を受けることができます。

<市税・保険料・公共料金等の減免・猶予等>

1 個人市民税（県民税を含む。）の減免
2 固定資産税及び都市計画税の減免
3 市税の延滞金の減免
4 市税の納期限の延長
5 市税の徴収猶予
6 国税の特別措置
7 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の徴収猶予等
8 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例
9 児童福祉施設措置費の減免
10 保育所の保育料の減免
11 老人ホーム入所に伴う費用徴収
12 水道料金等の免除
13 公共料金・使用料等の特別措置（水道料金等を除く。）
14 一般廃棄物処理手数料の減免
15 市営住宅使用料の減免
16 放送受信料の免除
17 住民票の写し、印鑑登録証明書等の交付手数料

第2節 被災者の住宅確保、応急修理等

1 応急仮設住宅の供与

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった被災者のために、住宅の確保又は被災した住宅の応急修理等を行い、住生活の早期回復と安定を図ります。応急仮設住宅の供与方法は、建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅によるものとします。

なお、公営住宅等の一時提供住宅は、法に基づく応急仮設住宅とされていませんが、国等からの要請により、応急仮設住宅の適用を受け、目的外使用として供与するものとします。

(1) 執行体制

多岐にわたる業務を調整し円滑に実施するため、関係局から職員を配置した「応急仮設住宅推進室」を設置し、避難者の早期な住宅確保を推進します。

(2) 区本部の役割

区本部は、「応急仮設住宅推進室」と連携し、応急仮設住宅需要の把握、建設型応急住宅候補地の状況確認、広報、入居者募集と選定、建設型応急住宅の維持管理、入居者支援等を行います。

2 入居基準等

(1) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力で住宅を確保できない者等

(2) 入居者の選定等

ア 建設型応急住宅：高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者およびその他の世帯における優先順位を設定します。また、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮します。

イ 賃貸型応急住宅：被災者自らが探すことを原則とします。必要に応じて、物件を自ら探せない被災者（要配慮者世帯）等に対して、市がマッチングを行います。

ウ 公共住宅等の一時提供住宅：対象施設の所管部署の基準によるものとします。

3 入居者支援

応急仮設住宅ならではの生活課題に対応するため、入居後の生活や介護等の支援をはじめ、相談や情報提供に取り組むこととし、地域の実情を把握している区役所と健康福祉局及び建築局は、相互に情報共有を図り、入居者支援に連携して取り組みます。

また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮します。

4 住宅の応急修理・障害物の除去

区本部長は、住宅の応急修理（障害物の除去）申込書の配布及び受付を行い、それを建築局長に報告します。建築局長は、住宅応急修理（障害物の除去）申込書を整理集計した後、応急修理・障害物の除去に係る工事等の依頼、委託契約等の締結、支払い等を実施します。

(1) 対象者

ア 住宅の応急修理

(ア) 災害によって住家が半壊（半焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者

イ 住宅の障害物の除去

災害によって住家が半壊、半焼又は床上浸水の被害を受け、住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等により一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物の除去をすることができない者

(2) 内容

ア 住宅の応急修理

(ア) 修理範囲：居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要最小限度の部分

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 修理期間：原則として、災害発生の日から1箇月以内に完了する。

イ 障害物の除去

(ア) 除去範囲：居室、台所、玄関、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分等

(イ) 限度額：横浜市災害救助法施行細則に定める額による。

(ウ) 除去期間：原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

第3節 災害がれき、津波堆積物等の処理

災害によって損壊した建物等の解体、解体廃棄物及び津波堆積物（以下「解体廃棄物等」という。）の処理は所有者又は敷地管理者が行います。ただし、解体廃棄物等の処理が災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱（平成19年4月2日付環廃対発第070402002号、以下「要綱」という。）の適用を受ける事業となる場合は、要綱に従い本市が処理を行うことができます。

1 解体廃棄物等の処理計画の策定

区本部は被災状況等の各種情報の収集を行い、市本部に報告を行います。それら各種情報から、市内の解体廃棄物発生量を推計し家庭ごみ等の処理計画を踏まえて、資源循環局は災害廃棄物処理実行計画を策定します。

2 本市による処理

本市が処理を行う解体作業及び収集運搬・処理処分について、区本部は申請窓口の設置、受付を行い、提出された申請に基づき損壊した建物等の解体及び処理を行います。なお、本市による処理は、人命救助や道路啓開あるいは二次災害が発生する恐れがあるなど、緊急を要するものを最優先します。

第2章 罹災証明書

栄区長は、「災害対策基本法」に基づき、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に準拠した「震災時の被害認定（火災を除く）及び罹災証明書発行の手引き」により、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付します。

第1節 被害認定調査

1 被害認定調査

被害認定調査は、発災後、区域全体の被害状況を把握するための初期調査で、発災後おおむね4日目以降から、罹災建物を個々に調査する第1次調査、おおむね20日目以降から、第1次調査の判定結果を不服とする再調査申請に伴う再調査（第2次調査）を実施します。

調査の判定結果（全壊、大規模半壊、半壊等）により、各種支援制度の支援内容が異なることから、区長は積極的な広報を行い、調査への協力・理解を呼びかけるとともに、公平かつ公正な調査を実施します。

2 被害調査を実施する場合は、消防地区本部及び警察と事前調整を行い、情報を共有し調査計画等を協議する。

3 被害認定調査業務の分担

	担当部署	業務内容
倒壊建物等	財政局税務班	<ul style="list-style-type: none"> 被害認定調査に関する全市的な調整 市の被害認定調査方針等の決定及び広報 各区被害認定調査班、建築調査班との連絡調整窓口 各区の被害認定調査実施状況の把握 平常時における研修実施
	区被害調査班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の調査に関すること 区の調査方針の決定 調査体制の決定 広報 被害認定調査（第1次、2次調査）の実施 判定結果の集計と報告 被害認定調査に関する窓口
火災・消火損	消防地区本部	

第2節 罹災証明書

1 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、被災者からの申請により交付するもので、義援金の支給、災害救助法による応急修理、被災者生活再建支援法による支援金の支給、市税の減免を実施するにあたって必要とされる住家等の被害程度について、被害認定調査の結果に基づき証明するものです。

罹災証明書の交付は、発災後おおむね20日目以降から、住家の罹災証明書を優先して交付します。

2 罹災証明関係業務の分担

区分	担当部署	証明権者
火災・消火損	栄消防地区本部	栄消防署長
倒壊建物等	栄区本部	栄区長

※火災による被害と地震による揺れによる被害が混在している場合には、消防署長と協議のうえ、罹災証明書を発行します。

第3章 復興対策

横浜市では復興の理念として、「自助」、「共助」、「公助」の連携を図ることにより、地域力を活かした復興を行うこととし、震災復興事業については、都市復興、経済復興、住宅復興、生活・暮らし復興等、市民生活の全てにわたる分野を対象としています。

栄区においても、市長を本部長とする震災復興本部と調整を行い、区別整備計画等を策定し、震災復興事業を進めることとします。

第5部 帰宅困難者対策

第1章 主要駅等における混乱防止対策

地震発生直後は、鉄道機関の運行停止等により、ターミナル駅や大規模集客施設、繁華街等では多数の帰宅困難者が発生します。帰宅困難者の安全の確保及び近隣地域の混乱を防止するため、主要駅等における混乱防止対策を推進します。

栄区の予測帰宅困難者数（平日昼12時）	通勤	通学	私用（買い物他）	合計
	6,279人	2,090人	3,508人	11,877人

※ 帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいいます。

第2章 帰宅困難者事前対策

第1節 主要駅等の混乱防止対策の推進

鉄道事業者、バス事業者、駅周辺事業者、所轄警察署、区役所等との間で、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な防災訓練を実施するなど、平常時からの連携強化を図ります。

第2節 一時滞在施設の指定

地震により大勢の帰宅困難者の発生が予測される駅等を中心に、滞留者の安全の確保と災害関連情報を提供するための帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。

指定にあたっては、帰宅困難者の受け入れを円滑に行うとともに、地域住民が使用する避難場所と混同しないよう、駅周辺の公的施設及び民間施設等に対し協力をいただきながら拡充を図ります。

栄区帰宅困難者一時滞在施設】令和5年4月1日現在

施設名	所在地
栄公会堂・スポーツセンター	栄区桂町279-29
栄区民文化センター リリス	栄区小菅ヶ谷1-2-1
グランシップ	栄区笠間2丁目2-1

第3節 帰宅困難者の発生抑制

企業等の事業所に対し、交通機関途絶時の従業員の留め置きのほか、これに必要な備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などを啓発し、時差帰宅について協力を促します。

第4節 備蓄品の確保

帰宅困難者への支援として、帰宅困難者一時滞在施設等に、一人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。また、企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

第3章 帰宅困難者対策

第1節 区本部の対応

区本部長は、駅等に避難者・駅対応班を派遣し、駅等周辺の滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等と連携し、災害情報等の広報及び避難誘導等を実施します。

また、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」等を利用して、区本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を行います。

第2節 関係機関の対応

1 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、利用者の安全確保を図るため、鉄道運行情報等の提供や安全な場所への避難誘導を行うとともに、施設内に、待機できる場所の確保が可能な駅においては、帰宅困難者の受入れ等を実施します。

また、必要に応じ、徒歩帰宅を支援する情報提供や、一時避難場所や一時滞在施設への案内又は誘導、代替輸送手段等を確保します。

2 企業等の事業所・学校等の対応

帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等は従業員の施設内待機、学校等は児童・生徒等の保護に努めるとともに、災害関連、公共交通機関の運行状況等の情報提供や必要に応じた備蓄物資等の提供を実施します。

また、共助の観点から外部の帰宅困難者（来社中の顧客や施設周辺にいた帰宅困難者）の受入れに努めます。更に、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要援護者の保護等）を実施します。

第3節 帰宅困難者の支援

1 一時滞在施設の開設

帰宅困難者のための一時滞在施設の管理者は、鉄道の長時間運休の場合など必要に応じて、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報を提供します。また、電話やFAX、帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在NAVI）等を利用して、市本部や区本部と施設の開設状況や運営状況等を共有します。

区本部は、地震により多くの帰宅困難者が発生した場合、事前に指定した施設等に対して帰宅困難者一時滞在施設の開設を要請します。開設時には、区本部から関係機関に連絡し帰宅困難者に情報提供等を行います。

一時滞在施設の開設は、災害発生日の翌朝までを原則とし、必要に応じて、一部の一時滞在施設の開設を延長します。施設数の目安は、2日目（発災翌日）は区に1施設程度、3日目以降は閉鎖に向かいます。

2 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者の支援拠点として協定を締結している、コンビニエンスストア・ファミリーレストランやガソリンスタンド等（災害時徒歩帰宅者支援ステーション）の施設管理者は、鉄道の運休等により、長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、災害関連情報の提供等を行います。また、区本部長は必要に応じて幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として指定することができます。

さらに、市本部長又は区本部長は、都市部からの徒歩帰宅者の通行が想定される幹線道路沿いに、一時的な休憩場所や災害関連情報を提供するための「支援拠点」を設置し、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援します。



[災害時帰宅支援ステーションステッカー](#)



[災害時徒歩帰宅者支援ステーションステッカー](#)

3 帰宅困難者一時滞在施設検索システム（一時滞在 NAVI）

災害発生時に、どの一時滞在施設で受入れ可能なのかなどの情報を、スマートフォンや携帯電話等で検索できる「帰宅困難者一時滞在施設検索システム」を整備しています。

第6部 津波対策

第1章 津波対策の基本

津波防災体制の整備に係る諸事業及び津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）発表された場合の体制等について、必要な事項を定めています。

なお、海外等遠隔地を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。

第1節 津波の予測

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示され、更に津波対策を構築するにあたっては、減災レベルの津波、防護レベルの津波を想定することが基本とされました。

第2節 減災レベルの津波の想定

本市における津波の想定は、平成23年度に神奈川県が設置した津波浸水想定検討部会で想定した津波を用いることとします。

このうち、津波避難対策の対象とする減災レベルの津波は、本市に最大の浸水域及び浸水深が予測されている「慶長型地震」による津波とします。

第3節 防護レベルの津波の想定

東日本大震災以降、神奈川県が公表している津波浸水予測図によれば、慶長型地震以外の地震による津波でも市域が浸水することが予測されており、県など関係自治体と協議を進め、防護レベルの津波は、「元禄型関東地震」による津波の想定とします。

第4節 津波による被害

本市が減災レベルの津波として想定している「慶長型地震」による津波では、沿岸区を中心として、津波による死者が595人、全壊建物が412棟、半壊建物が約26,600棟、道路や鉄道も浸水の影響を何らかの形で受ける区間が多数発生すると想定されています。

なお、栄区における建物・人的被害は発生しないと想定されています。

第2章 災害応急対策等

第1節 津波警報等発表時の措置

1 津波警報等又は津波予報の発表

- (1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（※一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報等を発表します。

	予想される津波の高さ		避難行動
	発表する値	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m 超	巨大	◆ 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルに避難してください。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	◆ 海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れてください。 ◆ 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

(2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、東京湾内湾で次の範囲となっております。

千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）
 東京都（特別区に限る。）
 神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）



2 防災体制

(1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合（市域に地震による揺れがなかった場合等）は、次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部※1
津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策本部	区災害対策本部
大津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）		

※1 栄区は該当なし（沿岸8区のみ）

(2) 災害対策本部等の廃止

- ア 津波警報等の解除が発表されたとき
 イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき

(3) 警戒本部の構成区局及び配備体制

津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

3 津波警報等及び津波予報の収集、伝達

危機管理室より津波警報等及び横浜地方気象台の発表する地震・津波情報等の伝達を受けたときは、構内放送、広報車等を活用し、区民に対して迅速かつ確実に伝達を行います。

第2節 避難対策等

1 避難対象地域

避難対象地域は、神奈川県が想定した「慶長型地震」の津波による浸水予測区域と、更に河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において浸水の可能性があるとした区域を合わせた地域とします。なお、栄区には対象区域はありません。

第7部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されます。また、気象庁では「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することとしています。

第2章 防災対応

第1節 異常な現象に伴う防災対応

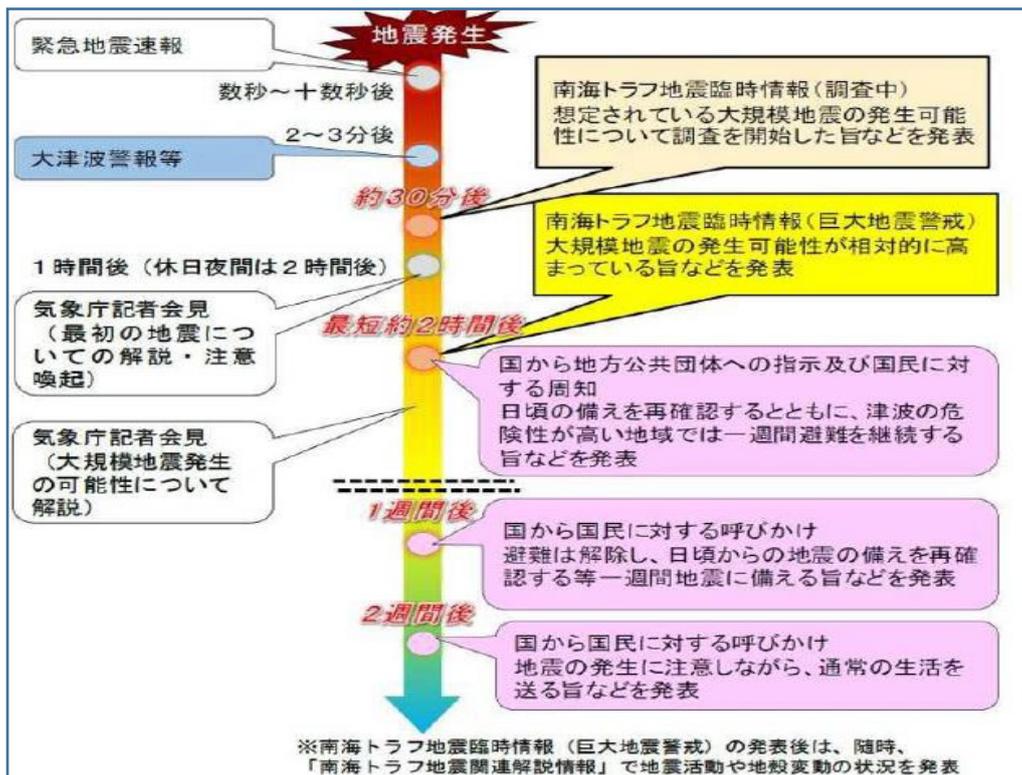
1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行い、当該評価結果が、前節の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	

【「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ】



2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス（M9 クラス）の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

(1) 巨大地震警戒対応（半割れケース）

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認します。

イ 最初の地震発生から1週間から2週間までの間に、状況に応じた防災の準備をします。

ウ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行います。

(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）

ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じた防災対応を準備・開始します。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。

ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

3 臨時情報に対応した配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の対応は次のとおりとします。

(1) 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

(2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制とし、必要な人員を配備します。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

第2節 栄区の活動体制

1 栄区災害対策本部の設置

(1) 区長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置します。

(2) 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知します。

2 栄区災害対策本部の廃止

巨大地震注意（日頃からの地震への備えを再確認する等）の旨が国から発表されたときは、区本部を廃止して、区警戒本部へ移行します。

3 栄区警戒本部の設置

栄区警戒本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、直ちに区役所内に区警戒本部を設置します。

(1) 組織構成

区 警 戒 本 部 長	副区長
構 成	区警戒本部長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局水道事務所及び消防署をもって編成します。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	区警戒本部長が必要と認める場合は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、構成員を招集し区警戒本部会議を開催します。
職 員 の 派 遣	1 区警戒本部長が必要と認める場合は、区警戒本部を構成する資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防地区本部長は、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に職員を派遣します。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集します。
関 係 者 の 出 席	区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。

(3) 主な対応

主 な 対 応	1 区庁舎内に区警戒本部を設置します。 2 南海トラフ臨時情報に関する情報収集・伝達をします。 3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握 4 発災時の対応要領の検討（区災害対策本部設置準備） 5 その他必要な措置
構 成 署 所 等 の 対 応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応じます。 ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報します。

4 栄区警戒本部の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第3節 住民の防災対応等

1 日頃からの地震への備えの周知啓発等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとらないように、平時から「日頃からの地震への備え」を周知します。
- (2) 直ちに地震や津波が発生するとの誤解や混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や発表された場合の対応について、普及啓発に努めます。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、国及び県からの呼びかけに応じて、1週間は「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、安全な行動をとることを周知します。
- (4) 後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。